

異性の者の肉體的結合たるのみならず、亦其神靈道德上の配合として、人の其効力よりて、忽として、未長く（互に宛も）融合して「一體」となり、隨ひて亦其相互の關係も、當り男女たるのみならずして、乃ち夫婦たるなり（創世記二十一、二十四及）。是れ、婚配的連結の最初の意義として、自ら高尚なれども、而れども基督教に於ては、更に高尚となして、ハリストスと教會との結合の如く「奧義の大なる」者となせり（以弗所五十三）。されば、基督教會の法規に隨ひて結びて神の祝福を有する所の配偶より如何なる幸福の生じて、婚配の神聖を貴ばずして神の祝福を失ひ神の立てたる序を守らず教會をも無視し

て全く神の祝福を受けざる所の配偶より如何なる不幸の、自己及他人の上より來るべきか、此より由りて明ならん。婚配的連結の理解に據れば、正當の婚配は、唯異性の者二人の間に生ぜべくして、多妻の即ち配偶の法則に反する者なり。實際に就いて觀るも、獨り希伯來民に限らず、古の異教民に在りても亦、其習慣及法則として、一夫一婦を聖とし、之を命ぜり。例せば、最古のグレンシヤ及ローマの民に於ける如し。降りて、希臘羅馬世界の徳義大に廢頽せし時に至りても、其善良なる人々の私行及思想中に、猶配偶の純正なる徳義的法規の存するあるを示せり。彼、高尚なる義の度と違せし古

の族長等の如き、其歴史上の若干の多妻の例を示すと雖、
 而も其所謂多妻の、此名を以て命名せらるゝ惡癖と止外面
 上の類似を有せるまでにして、後の人の由りて以て一夫一
 婦の法則を犯すが如き起因の一も之を示さざるが故も、一
 般に多妻の、毫も此由りて是認せらるゝおとなきなり。加
 之縱使神言に於ても、族長等が配偶の一般の法則を背ける
 を罪せずと雖、而れども其多妻の、依然として違法たるにて、
 僅に特別の事情に由り、例外の條件に由りて、犯罪として罪
 定められざりしのみ。但し基督教會に於ては、尊嚴なる機密
 とまで婚配を高めて、苟も多妻としあれば、全く無條件に之

を禁止するなり。

元來婚配的連結の物たる、止よ一時の者もあらずして、配偶
 の全生涯に亘る。故に、教會の福音及使徒の教旨を基礎とし
 て、何の理由もより、何時も於て離婚すべきか、正當の決定を
 爲して、神の偶する所の者を恣に分つゝ、其の何人も許さ
 ざる所なり。凡そ放恣なる離婚は、是れ神法を犯すの惡逆也
 り。不充分的理由によりて婚配の連結を分たんとするの傾
 向は、其人の徳義心の太く衰弱せると、肉情の奴となれると
 を示し、離婚の容易なるは、其社會の徳義の癩癩の疑なく甚
 しきを示すなり。世或は、離婚に關する正教會の法規を以て

嚴に失せりとなす者あれども、教會の、人の慾情を私するを得ざるなり。彼の只、其植礎者たる主の教旨及精神を忠なる者として、常に其固有の度合を以て人の放肆に處せざるべからず。而して人の放肆の、吾人の公私の福祉を傷害の力を逞しうする者、蓋し事の家族的、生活の根底を關するより甚しきはなきなり。

然れども、配偶的義務として一旦既合法的に斷絶すると、其配偶の一人に、更に他に婚配的連結を爲すことを得るなり。乃ち、第一婚の離縁後、更婚を爲すに、婚配の本質を付いての理解も、教會の成規も、背くものゝあらしき。而れ

ども、新約教會の教旨に於ても、教會の成規に於ても、第二婚の品位に、既に第一婚を均しとせられざるなり。使徒パウルの婚たる者のまを言うて(其の夫たる者にも)夫の死後若し「主に於て」たゞ事を處せば、即ち、基督教の再婚の法規に隨ひてたゞ事を處せば、婚に其の欲する所の者も嫁するも自由なり」と云へるに、加へて、更曰へらく、「然れども、彼若し我意に従ひて其儘を爲し置きなば、即ち、新配偶を求めざれば、更に福なり」(哥林多前書七)と。且教會の、聖務者より再婚を許さず。又領洗後一度ならず結婚したる者を神品を叙するを許さず。此に由りて觀れば、第二婚は、第一婚より卑うせらるゝなり。加

之若し第一婚のみ、婚配も自然なる諸性格を擧げて之を具
 するとせば、第一婚に於けるが如き夫婦間の親愛及切情の、
 第二婚も之のあるべしとの思われ難きなり。然ればとて、再
 婚を非難する昔時及近時の嚴格論の亦、聖書も、教會の規
 則も、婚配の意義及目的に付いての正當の理解にも、辨護
 せられざる者あり。若し更に其而上の結婚に付いて言はん
 か、既に又全く第一婚に比すべきものにあらざり。乃ち、第三婚
 の、縱令無條件に教會之を禁せずと雖、而れども是れ只人
 の荏弱を寛恕するに止るのみにして、之を爲すに、充分嚴
 重なる潔淨の法を行ふを要し、第四婚に至りては、教會全く

之を祝福することをせざるなり。夫れ、婚配的連結も斯くの
 如く重複するに於ては、言へば其神聖的部分の喪失するな
 り。人が幾回も配偶より配偶に轉じて、何の難さをも感せず
 る時、既に其人の現然たる野卑の肉情に陥り、其徳義の發
 達の劣等なるを前提せざるべからざるは必然にして、斯く
 の如き徒の婚配も求むる所、此聖なる連結の真正の意義
 及品位を了解せるハリスチアニンは相應せる者もあらず。
 故に、教會も第三婚後の無條件に其新婚の祝福を拒み、其天
 職を全うして、以て機密の神聖を濫用より防守するなり。
 さればとて、正當純潔なる配偶的連結の品位の高尙なるは、

人が其高尚なる神靈道德上の目的を達せんが爲に自由を
 撰擇し、神聖を守る所の、常の無結婚即ち童貞なる者の品位
 を排斥するものにあらず。舊約に於ては、斯くの如き童貞を
 付いて、公然たる教旨もなく、教會の法規も亦之をあらざりし
 かども、基督教會に至りては、イ、ス、ハ、リス、ト、ス親ら之が
 鑑を示し、使徒中の或る者も亦之を爲して、其創立の當初より
 既に神靈的生活の高尚なる特別の道とし思惟せられた
 り。童貞者たる使徒パウエル自ら此境遇の卓越なるを示して、
 言へることあり。曰く、「婚せざる者は、主に属するの事如何に
 せば主を悦ばしむべきかと慮り、既に婚する者の、世に属す

るの事如何にせば妻を悦ばしむべきかと慮り、婚せざるの
 女の、身と靈とを聖とするが爲に、主に属するの事如何にせ
 ば主を悦ばしむべきかと慮り、既に婚するの女は、世に属す
 るの事如何にせば夫を悦ばしむべきかと慮る」(哥林多前書七
 四)と。されば、童貞と有配との同じく重すべきを排斥するの
 非なるものに、前者の後者は勝るあるを排斥するも亦不
 當なり。然れども、他方よりして之を言へば、無條件に童貞を
 以て有配より尙しとなすも亦是れ迷妄にして、其の迷妄た
 るや深く、且害も大なる者なり。何れをせよ、斯くの如きの迷
 妄はこれ、事物に付いて悖理の見解を人々を導く者にして、此

迷妄に據るときは、或は家族的の義務及善徳の其價値を減殺して爲す相當の注意及切情を人に促すの力を失ひ、其反對にして、童貞の境遇の、單に童貞たるに止まり更なる自餘の性格を具へずも善徳とし貴ばるゝに至るか、或は又此世の事を焦慮するの人は、多少粗野なる惡癖を制抑するに止まり其而上の毫も顧みる所なくも、猶以て徳義の中道を得たりと許され、自らも許して、而して既神及教會の前童貞の盟を發したる者の、唯其の之を發したるの一事を以て既自己の方より神の爲す特別の勳功を爲し、かに思惟するに至る等、一般に、徳義上其自身に無差別にして置る

神聖的生活に熱達する特別の方法たるに過ぎざる者も歸するに、大なる品位を以てするに至る。新約の教旨によれば、吾人の童貞を以て多少例外の境遇と視做さるを得ず。而れども、純潔なる無結婚の生活を行ふ者の、比較上僅少の人々にして、有配的生活の、古來常々、人の最も普通の境遇たりし者、其の何時に至るも亦應に然るべきや疑なくして、且社會の根本は家族に在り。若し福音の天職として果して人類世界を更生するに在らば、福音の恩寵的動作の最も廣き田となるべき者の有配者の世界にして、實際に於ても現然たりつゝあり。故に、基督教の、人をしてたゞ其肉體的天然を

排斥せしめざるのみならず、却りて之を以て信仰よりて更新せる其靈の益を爲すべきを命じ、又爲し得べからしむ。人或の貞潔なる不結婚の特別の召を被る者あり。即ち、假使純潔なるも地に属するの愛は、ハリストスに於けるの愛之を没する者あり。又、此召よ任せざる者あり。故に主親ら言へるあり。曰く、「人皆此(婚せざるを可とすとの)言を納るゝよあらせして、唯之を能する者のみ……能く此言を納るゝ者、宜しく之を納るべし」(馬太十九)と。凡そ神は事ふるゝ愈便よし、障碍なからしめんとて、常の童貞を擇ぶ者は、其擇ぶ所の道亦危険ありて、且之が爲に第一に先づ要する所の事の、心

の清きよしあるを配せざるべからず。不結婚よしして心の清からざらん、有配にして其状態の善長なるゝ劣れること、到底其比よあらざるなり。

婚配的連結を爲すよ至るゝ要する者、婚配者が相互の愛と尊敬と之なり。配偶を尋ひるの一人、其配偶と爲るべき者(其最も親密なる分つべからざる常の伴侶と爲るべき者、自己と其生活よ相関與するよ至るべき者)と擇ぶよ當りて、如何なる慕利の計算よも其地を假すべきよあらず。又、外より如何なる壓抑あるも、之が爲に其切實の厚情よ成れる自

己の妻定を變すべきにあらざ。蓋し配偶の物たる、凡そ此等の事あるを待ちて、始めて其本質及目的の理解に相應するを得るものなればなり。配偶として、若し其間に厚情を存せず、尊敬を存せざらんか。婚配の既又配偶相互の爲に幸福を生むべき連結たらずして、徒らに浮囚を繋ぐの重き鏈條たり了らん。然らんに、凡そ有配者が、當に如何なる注意及盡力を以て、其會て自己を導いて婚配するに至らせ及婚配機密に於て神の祝福によりて聖せられたる所の感情を損はず保持し、固守すべきか自らよしして明ならん。

而して、配偶相互の尊敬と厚情との最も忠實の守護者、各

配偶の節操及貞操即ち之なり。

抑配偶間の愛たる、常に肉情的分子をも含有するものなれども、其根本の、人の肉情的天然に存するものよあらず。配偶間の愛の實質を爲す者、人が此愛を以て愛する所の其者よ於ける誠實なる深き愛慕心として、其目的物も亦或る理想的の事なり。加之、此愛として、苟も肉情的の一感情たらざして、神靈的感情たらん限は、亦能く人の爲に其活動の源泉を爲す者なり。然れども、此感情を辱むることなく、鈍うすることなく、害ふことなきよ守らんとするに、各配偶共其家裡の關係に於て、互に善く分を守りて万不注意の事なき

様せざるべからず。配偶相互に善く貞節を守り、廉恥を重んじて、決して其結婚當初の状を變ずべきなし。勿論、年を経るに隨ひ、及免るべからざる此世の焦慮と不愉快の事との重荷を負ひて、家裡的幸福の最初の理想に、到底其活氣を失ひ、健全を失ひざるを得ずと雖、而れども配偶の貞操に常に守られたらんには、誠實の關係も之が爲に一生涯ふることなく、能く保持せらるゝを得べし。

配偶的連結の死敵は、配偶間の不忠實之なり。此敵たる、隱然の多妻よして、婚配の神聖を毀損し、及人をして其の婚配機密に於て受けたる所の祝福を失はしむる者なり。如何なる

辨解の爲すべきあるよせよ、又如何に姦淫の非難の之を免るべきよせよ、其の人の神聖の義務を破壞する所の不法とし非難せらるゝに至りては、到底免るべからざる所よして、彼は、配偶の尊さを潰し、徳義上の本分を藐視し、誓を破り、機密の聖を弄する者なり。舊約の律法によれば、唯婦のみ、其夫よ對して貞操の爲よ嚴重の責を負へり。然れども、此制定よ付いては、亦、主が同律法の離婚のことよ付いて言へると同じく、言ふを得べし。即ち、是れ、古人の「心の不情なるよよれり」(馬太十)と。然るよ基督教の法則よ由れば、各配偶が盡すべき忠實の要務は、全く一樣よして、其の、之が爲よ責を負ふべき

ことも、亦一様なり。固より婦たる者の、殊に貞節を以て其身
 を飾ることを要し、其の之を守るは、最も天性相應の事とし
 て、且一家の徳義上及ぼす婦の影響の、最も大なる者なる
 が故に、婦にして此犯罪あるは、殊に惡むべく、且一家の爲に
 も殊に危険なれども、而れども、婦の墮落して、夫の全く其責
 を免るゝを得べきの稀なり。蓋し婦の墮落たる、大抵は夫た
 る者が、婚配的生活の當初に婦の有する其貴き感情を對し
 て、尊敬を呈せざるより準備せらるゝものにして、此事たる、
 全然に顯著ならずも、而も其の實際たるを失はさればなり。
 「夫よ、爾等宜しく理を随ひて其妻を待たむこと、在弱の器の

如くし、且之を敬すること、其に永生の恩を嗣ぐ者の如くす
 べし」(彼得前書三ノ七)とい、是れ配偶的生活の基督教の法規として、之
 を守るは、即ち管は貞操の違犯を未だ預防するのみなら
 ず、併せて婚配的連結のハリストスと教會との恩寵的連結
 を映じ、及配偶の上は神の祝福を保持する所の、其親愛篤實
 の關係を常に連續する、最も確實の方法なり。
 若夫、夫またの婦とや互に異にする其特殊の義務を付い
 て言はんか。是れ、其創造當初來の關係は由りて然るものな
 り。使徒、バエルの、「初にアダムの造られ、後エワの造らる」(提
 太前書二)とて、之を以て、夫たる者の自然の首長權の根據と爲

せり。而して福音もまた、斯くの如きの關係を變せず。乃ち、基督教主義の婚配に於ては、人類創造の當初に制定せられたる所の者を確認し、夫をハリストス、婦を教會に比する、高尙の比較を以て之を聖とするなり。夫の妻の首たるは、猶ハリストスの教會の首たるがごとく、且身の救者たり」(以弗所三)てふ如し。世態を觀するは、時として、婦の卑まれて奴婢の如くなるにあり。又、時としては、婦の夫を壓して其主なるが如くなるにあり。然れども基督教の教ふる所にては、男と雖、女と雖、其の人たるの品位及神聖道徳上の權利に於ては、全く同一なり。其の高尙の天職を爲す者の一、其洗禮は一、其

救贖の方法も亦一にして、「凡そハリストスに於て洗禮を領くる者ハ、ハリストスを衣て、イウデヤ人と希利尼人と……男と女との分なし、蓋し皆ハリストスに在りて一を爲せばなり」(加拉太三)。初は夫を犯罪に誘ひし婦なり。故は一旦墮落しては、婦は夫に服従せしめらるゝの甚しき、其人としての權さへ制抑せらるゝに至りたれども、救贖を得ての後、夫も婦も其罪定の重荷を悉く脱して、一樣に其人としての權を回復するを得たり。然れども是れ、元始に現世の生活の爲す神の定めし夫婦間の關係を變せしむあらず。創造當初の夫婦間の關係ハ、家族に於ける、及社會に於ける、秩序の、必

要の條件にして、男女両性の性に應じ才能も應じて業務の
分ち定めらるゝ所以の根據も、亦此に在るなり。

「夫の、婦の首たり」。頭首の、身體を統御し、之が危険を先見し、之
が患を除去し、保護するが如く、夫も亦一家の統御權を有し、
其秩序安寧及内部の整齊を慮ると共、亦、其婦始一家を給
養せざるべからず。夫れ、斯くの如きの權、固より夫たる者の
一の殊格たるゝ相違なし。而れども、殊格たると同時、又重
荷として、其の神の負ひしむる所たり、神聖の本分を爲す所
の者たるを意識する時、於て、始めて倦むことなく、奮ひ勇
みて之に任せることを得べきものなり。凡そ一家の事は、皆

夫の意より行はずんばあるべからず。蓋し萬事の責、
夫の負ふ所なればなり。彼は、常々此覺悟を以て眼前に置か
ざるべからず。懦弱は歩を譲りて、一家の主たるの義務を避
けん様のことあるべからず。如何も不正の讓歩の爲、自己
の權を爲す所の者を犠牲と爲すも、彼に決して之が爲、自
己の承認よりて家裡に起れる凡ての事の責を免るべき
よあらず。何事の惡事、何事かの無分別有害事の、家族の行
爲に現るゝを等閑に附せんか、固より其罪を免るべきなく、
和平を愛するより、家裡の紛争を避けんが爲、よせしとする
も、亦之が爲に義とせらるゝ能はざるなり。蓋し夫たる者の

一家を統御するの、人の委ねる所よあらずして、神の委ねる所、且荷も事の關する所些細ならざるよ於て、何時も一家の主たるの資格を以て、苛刻壓制の之を忌みつゝ、斷然たる處置を爲すの義務あればなり。

基督教の、婦よ關する主要の誠命は、「婦よ、爾等宜しく夫に服すること、主よ服するが如くすべし……教會のハリストスに服するが如く、婦も亦其夫よ萬事服従すべし……各人皆宜しく其婦を愛して、己の如くなすべし、婦も亦宜しく其夫を畏るべし」(以弗所五、三十三)と言ふに在り。此誠命たる、婦の、夫を一家の首として、之よ自由よして理よ隨ひて服従すべき

と言ふよて、奴隸的服従と言ふよあらずるや明かり。天然も、婦よ向ひて、同じく勸諭す。而れども、聖書よ示す所の鑑に、これ天然の勸諭を補足充全する者よして、其の高尙なる、且神聖なる、之を守りて、毫も婦の爲よ卑下の思あるを容さざるなり。ハリストスの教會よ於けるの權より高尙なる者、世復之なし。而して婦の、教會のハリストスよ於けるが如く、夫よ服従すべき者なり。夫の保護の下よ在りて、婦の自由よ其任を全うするを得る者なり。凡そ夫の義務とする所の事、婦の爲よは力の及ばざる所の者、少くも疲勞の甚しき重荷たる所の者、而れども婦の任務とする所の事、亦生活上の整齊

の爲に必要な度少き者たるよあらせして、唯婦の力も越えざる所の者、婦の天性に相應せざるなからん限の者なるのみ。彼家政を治め、一家の内部の整理を爲すが如き母として子女を慮ることの如き、婦の凡ての時を之も用ふべき所の事として、管に一家族の爲のみならず、社會の爲にも甚だ貴き果を結ぶものなり。

配偶相互に其業務勤勞を助成せんは、自然相當の事として、且美なる事なり。婦若し夫の業務の上を掛念し、其計畫を助け、希望を共にし、知を貸すとあらんか、夫の爲に殊も慕はしく、且活氣を得せしむる者として、若し夫が切實の注意を

以て其婦の柔和なる動作を顧み、之が心勞を分ち、其業務に於けるの勞と知とを重するあらんか、妻の之が爲よ其勞を軽減すること甚だ大なるを得、且常よ其業務を愛して、凡ての事倦むことなく、喜びて之を迎へて、隨ひて進捗あることを得べし。然れども、如何に夫婦相互の助力の美なるも、之の或る限界を存して、其助力の變つて不愉快又ハ有害の關係と爲らざる様せざるべからせ。例せば、夫として、其妻の家政の事を行ふに關涉又ハ自由を壓するを爲さんか、是れ、過誤の大なる者にして、徒らよ事の秩序を紊り、不信用不尊敬を以て妻を凌辱するに過ぎせ。殊も妻たる者の、夫の行ふ所

に關涉して、單に其事に付いての自己の意見を説く代、
 縱使自己の意見の夫の考ふる所と反するも猶強ひて意の
 如くせんとするに至りては、更な妄の甚しきものなり。此
 合より、夫若し意を曲げて之を屈するを爲さんか、將、一向
 自己の意の儘を爲さんか、孰れもせよ惡果を留めざし
 て己まざるべきなり。即ち、第一の場合に於ては、夫の其の
 一家の首たるに要するの自主を失ひ、第二の場合に於ては、
 一家の内部及外部の福祉を覆すべき家内の不和を免れざ
 ればなり。
 夫は又、妻の首として、之を助けて、其の神靈道德上の生活も善

良の方向を取り及良好の開發を爲さしむるの、神靈の任を
 有す。此点に於てハリスタアニンの、力の及ぶ限り則と近づ
 くべき最高の鑑、使徒之を下の誠命に示せり。曰く、「夫、爾
 等宜しく其妻を愛すること、ハリスタアの教會を愛して之
 がために己を捨て、水の洗と言の潔淨とを以て之を聖とせ
 んことを欲し、且之を己の前に立て、瑕なく缺なく悉く此
 くの若さの類なく、乃ち聖として玷なき榮光の教會と爲さ
 んと欲せしが如くすべし」(以弗所二十五)と。夫、其の神靈の
 開發及方向をしてハリスタアニンの召し遣せしめん
 が爲、此世の些事を去て其注意を獨占せざらしめんが爲、

望をして其知其心の主たふざらしめんが爲、一家整齊の實際の入用の係慮は神靈上の入用及高尚永遠なる他生活の幸福に進むの進行を遮らるゝならしめんが爲、凡ての方法を運さるべからき。夫の爲は、通常の意義にて謂ふ所の教師にはあふき。亦、通常の意義にて謂ふ所の養育者もあらき。配偶的連結は、全く此くの如きの關係を存するものよあらき。然れども、妻たる者の神靈上の傾向及開發能く影響を及し得るよし、其夫の如くなる者、世亦何人かあらん。夫が處世に付いての所見、種々の事、付いての判断、種々の場合、於ける其舉動、其他一般に彼が行狀の如何の、皆

是、配偶間の密接の連結、即ち、或と首として、或は身として、一體を爲し、共同の生活を爲す、配偶間の連結よりて、婦の本體は浸潤して自己に相應せる信認及心地を生むものと謂ふを得べし。故に夫たる者が、上を謂ふ所の其本分を全うすると全うせざるときは、妻の上より重大の結果を來す者として、或は福を爲し、或は禍を爲す。思ふに、此くの如き慮を爲す者は多からざらんも、而も凡そ夫より、終に止む自己の生活のみならず、自己と一體を爲せる者の生活の責も、歸せずんばあらざるなり。

「婦たる者若し學ばんと欲する所あらば、宜しく室に在りて、

其夫に問ふべし(四)哥林多前書十との使徒の教訓の、元來婦たる者の教會の集會に於ける作法に付いて言へる(五)て、當時教會の集會に於ては、婦たる者の發言の權を有せず、若し彼等にして何事かを一層明く知らんと欲し、解せんと欲するときは、家より其夫に就いて問ふべかりしなれども、此教訓たる、また婦たる者の夫に於ける關係の一般の法に基けるものなるが故に(六)全上、縱使消極的なるよせよ、兎も角基督教を奉ずる所の妻女の爲に、其の夫に於ける宗教道德上の動作の一般の法をも含めるなり。即ち、婦たる者の夫の教導者たるんは、何時に於ても其性に合はず、且爲すべからざると云ふる

と之なり。世よの、婦にして其知徳の開發夫より勝る者、或は之をふん。否、實に之あり。然れども、斯くの如きの妻女と雖、神の立てたる配偶的關係の秩序を離れんは非なり。如何なる事動に於てにせよ、苟も婦が夫に對して多少の誇の氣味を存せん、嫌忌すべきの事にして、之が爲よの、人の徳義心審美心の凌辱せらるゝなり。殊に婦たる者が基督教の敬虔の事と關して其夫の指導者たらん如きの不相當の事なり。善良なる妻女の、其夫のハリストスの教に於ける熱心と乏まきを、見、ハリストスの教の要求も冷淡なるを見、教理上の知識も熱せざるを見、ハリスタアニシたるの生活を慮ること少

きを見て、愛へざるを得ずと雖、直らぬ之に向ひて教訓を
 加へ、勸告を爲し、論辨を爲さん、當を得たるものよめらす。
 此くの如き、妻女不相應の事。故に、効果を全うし得べきも
 のよめらす。否、其の目的を追ふの急なるより、利益あらんよ
 りの事、害を期せべからんのみ。婦が切情の適、以て夫を激
 せしむべく、而して事の不成功の又、婦をして夫と對して
 然、不満足を懷き、尊敬を表せざるに至り、其局少くも相互の
 冷情を來さしむべからんのみ。夫れ基督教を奉ずる妻女が
 其夫に善良なる徳義上の感化を爲す嚴肅の方法は、「妻よ、宜
 しく夫に服従して、言ふ服せざる彼等(夫)の中よ、爾等が神を

畏る、深き生活を見て言ふ由らずして自己の妻の生活よ
 由りて従ふを致さしむべし(彼得前書二)に誠命に見ゆ。愛あ
 り、忍耐あり、望深き、妻女の深き生活は、假使夫の固陋なる心
 感覺鈍き良心も、猶大有効の者なり。其作用靜隱徐々たる
 が故に殆ど認むべからざるが如きも、其目さす所の靈よ、
 早晚救贖的の更新を爲すなり。

第八講演 其二 親子

夫婦一轉して既よ兩親となるとき、自然の情の之を驅り
 て、子女の養育保護を爲さしむるに至る。然れども、子女の形
 而下的養育も固より兩親の懇切を要し、謹慎勞苦を多く要

する者あれども、此一事のみよて、遠く未だ子女に對する
兩親の任務を全うするものゝあらず。兩親の重なる任務は、
其子女をして善良なる徳義上の教養を受けしむるにあり。
即ち、事物に付いて健全なる理解を下さしめ、および其生活
に正當の方向を得せしむるの、確乎たる根本を据うるにあ
り。

抑、子女の教養は是れ、神の親しく親々に課する所の者なり。
神言の命じて曰へらく、「父よ、爾等宜しく主の教訓、警戒を以
て其子を養育すべし」(以弗所四)と。夫れ子女に對して親近なる
こと、誰か能く其兩親より如く者あらん。随ひて又、若し兩親より

して其子女を教養するが爲、力の及ぶ限りの手段を運
んば、誰か能く之を勝りて教養を果す者あらん。固より兩親
の之を果す方りても、種々の事情の之をして甚だ難きを
覺えしむべし。然れども、其の能く彼等をして成すべき所を
成すの力を失ひしめん者は稀有のみ。夫の、子女にして其兩
親より當然の教養を受けざる者の甚だ稀ならざるが如きは、
其原因畢竟事の成し得べからざるより由るゝあらずして、只
兩親の之より不注意あるに在るのみ。

人動もすれば云ふ、兩親にして、其子女を教養するが爲、閑
暇の時も教育上の知識も乏しきを告げざる者は多か

らずと。然れども、親が其子を教養するの教養の、必ずしも一方の日時を確定し、他方の多少豊富なる教育上の知識を要するが如き者にあらず。凡そ、其子を肉體上養育すると共に、亦之を正しく思想し正しく行ふことを教へて、以て其徳義上の生長をも得せしめんと慮ること切なる者の、何時と雖、其言及殊に行を以て、之を成就し得るを知らん。両親にして、常に万事に於て基督教の律法の精神に随ひ、其條規に随ひて行いんと務むるあらんや、何事か能く其子の爲に善良ある教育上の價値を有せざるあらん。然らば則ち、假使一家の物質的窮乏に苦むの際と雖、父母が其日を過すよこれ

急にして實に其家族の神聖道徳上の入用の爲に故らば、其慮するに閑暇の時を存せざるの際と雖、子女の徳育の猶好果を奏することを得べし。況や両親の、其物質的窮乏に多少安心なる場合に於てをや。其子女の徳義上の入用に付いて専ら焦慮するに時の幾分を供して、事の運に急便なるを得べし。然るに、世の又、外部の利得上よりし、若くは之と同性質の他の、理由よりして、何の必要もなきに、自ら好て多忙の重荷に其時を費消し盡して、殆ど其子女を顧ざるに至るものなきにあらず。然れども、彼等の斯くの如くにして、果して能く其の親たるの任を空しうするの責を免かれ得べきか。

否、彼等自身の爲にも、全社會の爲にも、最重要の事を疎略し、看過すの罪に免るべからざるなり。更ひ、教育の熟練に至りては、疑ふべくもなく、各教育者必要の物なり。而れども是れ、學術的の準備を要すとの意義をわらさず。若し能する者あらば、教育上の法則を學ぶべし。而れども、如何に學術的なる教育上の研究推斷を疎略し、未だ之が爲に、其子の善良の教導者たるを得ざるに至るが如き、缺點と爲すものにあらず。基督教の敬虔に伴隨する親の子に於けるの愛は、是れ各父母も教育の高尙なる難事を習ふを得せしむる者にして、教育學上の知識を代るを得れども、如何なる教育學上

の知識と雖、其反對に、之を代ることを得べからざるなり。されば、子女の正當の教養を以て、唯少數の親々を限りて之を成すを得べしとやう確むるの、當を得ざるは明ならん。凡そ、婚配の機密を傾くるに堪ふるとし認めらるる者、既に是れ、婚配の連結よりて課せらるる所の義務をも果すの力あるべき者として、而も其義務中にて、最も重要なる、親として子を教養するの義務之なり。加之、教育の事たる、教養の事に比すれば、左迄難事といわらさず。然るに、此後者すら既に吾人自身も之を處決せざるべからずして、神の吾人に賜ふに、各自自己を永生の爲に教育する方法を以てせり

とせば、吾人が自己の行く所の永生の道に子女を向ひしむるに於て、何ぞ其方法の缺乏を憂ふるを爲さん。勿論、子女の教育上より、國家も教會も、其亦之と興るを爲さしむるにあらざる。而れども、其の之と興るに、止む世の親たる者よ助力せんまでにして、之を代らんが爲にあらざる。少くも、國家及教會よ學校の設ある所以の目的は、此の如くなるべきならん。然ると、世より、可能次第早く其子女を如何様かの學校に投じ、之に其子女を付ての一切の焦慮を一任して、學校の教育の當に家庭の教育に代用し得るのみならず、適之の勝るの効を奏すと思惟する親々なきにあらざる。否、數之あり

れども、而れども若し此事にして、親たる者が可能次第早く其子女の教養の勞苦を擧て一に他人に負はせて而して自身の之を免れんとする親たる者、不相當の非望ならば、安んず能く何時も於て無害の迷妄となりて止まんや。家庭の教育に代り得べからん者、他も能く之あるなきよ、若し父母にして其子を教育するに足らずとせば、誰か能く之を勝りて、最高貴の學課たる、善を愛し且行ふの學課を、教授し得べからんや。善良なる家庭の、徳義の最良の學校なり。子女を其家庭より離さんどの、急ぐべきとよあらず。善良なる家族的生活の精神に感染すると深ければ、深きと隨ひ、家庭に結合すること

と固ければ固きも随ひて、凡そ子女の、其前途に遇ふべき種々の有害なる影響より安らかなるを得。若し學校にして、其生徒を教育すると、家庭の其子女を教導するより善良なるを得るものとせんか。此の、其學校の榮譽なれども、而れども自己の殊に義務とし、自己のみ充分の便宜を有する所の事を、學校に一任去らんと急ぐ家庭の、竟に不榮譽たるを免れざるなり。

世は又、自己が此世の快樂を便せんが爲、早くより其子を家庭より遠ざけ、若くは人を備ひて之を全く其教育を一任する親あれば、斯くするを以て最も宜しきを得たりと

なす者あり。然れども此現象たる、人の徳義心を侮蔑せる者にして、其の徳義上如何に醜惡にして、且如何なる惡果を結ぶべきかは、贅するを須たざる所なりとす。

然るに、親が徳義上其子女を教育するに方りて、自己の言行を以て殊に納得せしむべき所の者、何ぞや。

曰く、親の其子女に付いて慮るべき第一の事、子女の知能及心、宗教上の理解及感情を開發すると之なり。夫れ聖洗機密を以て更生し聖とせられたる奉教の子女、既に是れ、ハリストスの國に属する者なり。神の子、王の子、天國の後嗣なり。故に、親の之を待するより、預定の遺産を嗣ぐの準備の

爲よ、一時委託せられたる者として、之を待せざるべからず。乃ち、先づ第一よ、人靈と神との間の活くる連結なる祈禱よ習ひしめざるべからず。子女の物言初むるや、母の宜しく之に教ふるよ、神と談話することを以てすべし。母よ尾して祈禱の言を發せしむる子女の復唱も、若し其母の祈禱よして、無心の虚體たるよ止らすべし、争でか機械的の復唱よし止らん。乃ち、此場合よ於て、兒童の既よ、「我等の神よ我等の神の子たるを證する」(羅馬六)所の神の神を身よ宿すにて、祈禱を行ふ母の純潔なる感情を以て促されたる子女の祈禱の、亦子女よ於ける此神の呼吸たるを得べく、又たるべきなり。斯く

て、子女が談話を聴別くるよ垂るや、母たる者、歴史殊に福音史の中より之よ話し聽かすをなすべし。蓋し、子女の言語の、何人よりも最も其母の言ひ得る所なればなり。父の此時期に於て、猶未だ母の如く手近よ子を教育する能はざれども、然りとして亦、之を捨措くべきよあらず。殊に定時の家裡の祈禱の、皆よ子女と共に之を行ふのみならず、自身も之を行ひしむるを以て可とす。蓋し此事たる、全家族員の宗教上の整齊の爲よ重要の價值を有するものなればなり。更よ教理上の教育よ至りて、凡ての親々しも自ら之を施し得るよあらざるの勿論よして、其の足らざる所の、后よ學

校又ハ教會ニ由リテ之ヲ補フことを得れども、而も若し兩親にして、假使些少たりとも此点ニ於テ教授し得るありとせば、其の教授する所ハ重要の事にして、且神法の良教師と雖猶及ぶ能ハざる程の教授を爲すを得べし。乃ち切實ニ固く神を信ト、ハリストス救世主を信ヒ、其教會を信ヒ、及此信仰ニ由リテ當然の生活を爲すニ奮勵するを爲さしむべし。イ、ス、ハ、リ、ス、ト、ス、會テ其使徒の間ニ孩提を立て、言へるあり。曰く、「凡そ此我を信ざる小子の一を罪ニ陥るゝ者ハ寧ろ磨石を其頸に懸けて深き海ニ沈めらるゝを福とす」(馬十八)と。幼少なる者の靈ニ不信又ハ懷疑の種子を下すの恐

るべきや、斯くの如し。懷疑ハ、成年の人ニ在りても、徳義上の難病なり。然れども、其懷疑にして若し、思想者の靈ニ於ける多少已むを得ざる思想の戦争よりして生じたるならんや、ハ、神靈的生活の爲ニ未だ特別の危険を爲すものゝあらずして、思想者が自己の疑問を待てること愈切實なるニ隨ヒ、其疑雲を脱せんおとも亦愈望を属し得べきも、惟教事上の疑念にして、一たび幼少の徒の靈ニ吹き込まるときハ、之ニ對して猶未だ充分の抵抗ある能ハざるが故ニ、其徳義の力ハ之が爲ニ腐敗シ、神靈的生活ハ之が爲ニ癡頓するニ至るなり。一般ニ教育上に於テ、最も大なる價値を有する者ハ

權威よしして、之なくして、被教育者の意志と心よ其効能を
 奏すること能ひき。然らんよ、神靈道德上の教化を施すよ
 於ても亦、權威あるの言、即ち殊に、至上絶對の權威の言なる、
 信仰を以て受くべき所の神言を要するや、猶更のことなり。
 元來、信仰なくして、德育の不可能の事たり。故に、幼童の心
 よ宗教上懷疑の種子を下さざらんとい、百方力を盡すべき
 なるよ、惜しいかな、或る者輩の、當よ其子女の前よて、基督教
 の教理上またの德義上よ於ける所、爾自由説を表して、憚る
 所なきのみならず、更よ進みて、教育の體系中よすら懷疑と
 評論とを入れんとするものゝ如し。是れ、實よ無知の甚しき

者よしして、教育の効果の爲おも、亦甚だ危険なりとす。
 (曰く)親たる者が其子女よ對して、殊に盡力して更よ備具せ
 しむべき德義上の品性の、子女をして克く眞實を愛して、諸
 の偽言を避けしむると之なり。抑、偽言なる者の、見ゆる所兒
 童には全く之をあらざるべきが如くなれども、其實甚だ早時
 よらしてさへ發現するある者よしして、人の神靈的天然に遺
 傳の汚ある最著明の證據の一なり。如何なる謊言と雖、幼童
 よして若し之を爲さば、親の決して諸を忽よ附すべからず。
 蓋し、是れ、幼童よ於て殊よ罪を構成するものなればなり。通
 常、兒童の過失、浮虛輕躁よ生じ、感情及欲望の餘りよ活潑

なるも生ずる者なれども、惟偽言に至りては、其中に惡意邪念と薄情の目算を藏む。故に偽言の例せば貪慾の如きよりも、嚴重之を罰せざるべからず。凡そ偽言の罪なり。而も、其中にても、偽らるゝ人の權威の重きに隨ひて、亦愈々重きを加ふるあり。乃ち、他人に對して不實の事を言ひ、兄弟を欺き、師を欺き、終に親を欺くが如き、何れも其段階を異よせるが中にも、最も重きもの、勿論最後の者なり。蓋し、子の親に對するの感情は、殊に神聖なるを要し、而して親の餘人よりも一層、其子に對して眞實を要求するの權あればなり。觀よ、吾人の認めて徳義上淪亡せりと爲す所の人々の運命を。然らんより、

其淪亡の眞因の偽よしを知る。罪の定まる所以の、光世に臨むも人其行ふ所の惡しきより、光を受せずして、善の暗を愛せしむ在り。凡そ不善を作す者は、光を惡みて之を就かず。其行ふ所責められんを恐れてなり。惟眞實を行ふ者は、光を就いて以て其行ふ所を彰す。神に違ひて行ふが故なり。(九約三十一)。夫れ斯くの如く、人の永遠の運命は其内心の堂奥に於て決定せらるゝ者にして、而も其堂奥に於ては、偽と眞實と不斷に戰鬥を爲すなり。凡そ眞實を愛し、不眞實を惡み、及未だ誠實に自己の諸不法を認むるの力を失ふに至らざる者の、猶罪の縲紲を脱するの望ある者なり。縱使其

の不法を去る、或は生命を失ふが如く感するならんも、而も罪の識認の實際人を死なしむるものゝあらせして、之に生命の道を明すものなり。夫れ、人の靈を死なしむる者の、一の偽之なり。然れども、若し兒童として、其親との關係に於て全く誠實なる者となり、眞實を愛する者となるに習はずんば、争でか能く誠實に眞實を愛する者とはならん。随ひて又、何者か、偽の諸誘惑より子女を保護し、偽の子女を發現する毎に、直ちに之と決戦を爲し、及幽暗不眞實を傾く恐るべき傾向の萌芽を細大となく殲滅して假借せざるの、義務より吾人の爲す神聖なるものあらんや。實は斯くの如きの感情たる

る、決して假借すべからざる者、又和親する能はざる者なり。吾人の第一は先づ自己の偽を存せざる様せざるべからず。吾人が子女に對して自ら誠實を守るの、吾人の爲す神聖の義務たるの、猶吾人に對して子女の義務たることとし。若し吾人にして、自己の本分を守らざれば、子女の本分も亦徒ら莫實を結ばざる者として止みなんのみ。乃ち、吾人が施すべき賞罰の、變易なく施すを要し、吾人が爲すべき答の、確實不變、矛盾なく、邪念なきを要す。斯くの如く行ひて后、吾人の始めて、其子女の眞實に於けるの愛、及信仰に於けるの力を、開發すべき地味を準備するを得べし。

親が殊よ力を用ひて其子女も種うべく成長せしむべき第
 三の善徳の、童貞の潔きを守ると之なり。殊よ世間に於て淫
 慾を遇すると寛なれば寛なるも随ひて愈其子女を此慾の
 開發より防ぐとを勉めざるべからず。現今、多くの人々の貞
 節を破るを認めて悪事と爲し、罪と爲すを、既よ全く癉止し
 たるもの、如く、剩へ曲學を以て之が辨解を爲すあり。然れ
 ども、貞節を破るの事たる、元來神言が特別よ力を用ひて敵
 對せし其惡癖の一よして、「神聖神よ印せられたる」ハリスナ
 アニンの、殊よ之を避くるを爲さるべからず。不貞節の、止
 に想像よ之を有するだも、酒聖神を誘ふ者、其中に、現時よ

於て彼の如く顯著なる不潔及不信の陰然の種子をふくむ。
 蓋し、神の神一たび去れば、之と共に和睦も失せ、信仰も亦失
 すればなり。今、此点に於て教育の問題と爲す所も、好時よ子
 女を惡より守り及傾かしむるも在りて、謹慎と肉體の潔白
 節制と嚴重の廉恥は之が用を爲すなり。凡そ兒童よの、召使
 よ對し同年者よ對し總て他人に對して常よ可能丈謹慎し、
 廉恥を重し、温和を守り、及親よ對して何時に於ても何事に
 於ても包み隠すとなく、且信すべき様なさしむべし。其中よ
 ても、殊に重きは后者なり。若又、子女よして年既よ長じて成
 年よ近からんか。親が、之よ讀ますべき書籍及之に觀すべき

親物等も注意し、理も随ひて選擇するを爲すも必要なりとす。蓋し、時世の不貞節の氣風ハ、所謂輕文學又ハ面白やかなる親物等も由りて殊に容易に傳染するものなればなり。」
 親の子に於ける待遇の性質も付いて使徒の曰へらく、親も「爾等の子を激して懲罰せしむる勿れ」(哥羅西二四三)也。抑古の徳教者が、教育も付いて促し、所は、殊に其嚴重も在りたり。例せば、ソロモンの箴言ハ、「無知若き者の心に繋れば、徳治の種之を透す」(三十二)と曰ひ、イウヂヤの敬虔なる他の一知者も親たる者も教訓して「子を受する者の、宜しく屢之を罰すべし……之と笑ふ勿れ、后も至りて之を怒り、且夫で切齒する

となからんが爲に……若き時も於て其項を屈せしめ、其育を勞して、成人するに迄れ、強項として爾に服従せざるの時なからしめんが爲も「ハブ三十三」と曰へり。固より箴言なる者の、常は譬喩的に表彰するを其特質と爲して、言ハハ膨脹せしめたるものなれば、之が爲も其意義の、或ハ過言の様を爲し、或ハ偏見の様を爲すと少からき。故に若し箴言の斯くの如き者たるを忘却して、幾く如字的に之を解し了せんと思は、前記の如き訓誨の意義も亦之を過大ならしむるの誤ありと雖、而れども兎も角律法の配下も立ちし時代も在りてハ、律法の命ざる所の一般の精神も相應して、可成嚴重も且

酷みさへ互るを以て最良の教育と爲し、の事實なり。是よ
 於てか、使徒の奉教の親々に對ひ、新約の精神と相應せる、温
 和なる、其子の待遇方を説きて、假に嚴重を以て其子を激し
 て鬱悶せしむるとなく、即ち子をして、其處生についての見
 解を暗むるとなく、其神靈の力を破ることなく、其心を殘忍
 にするとなからしむるを命せり。
 然れども若し、過度の嚴重にして既よ有害なる極端なりと
 せば、其反對の極端なる子女の教育を全く耐を用ひざるあ
 とも亦、之よ劣らざる、否寧ろ一層の危険ある極端とし、開
 ざるべからず。兒童と雖、其天然として惡に傾くの傾向を有

し、其傾向を由りて有意に汚行を爲すを得るは、猶成人のこ
 とし。而して其の斯くの如きの傾向を制抑し、惡事に慣るゝ
 を預防するが爲よ、罪過に對して多少嚴重なる耐を施さ
 いるべからず。故よ使徒も、世の親たる者よ子よ對して殘酷
 の待遇を戒めつゝも、嘗よ其子の匡正の爲よ耐を用ふるを
 禁せざるのみならず、却りて之を以て、其子に對する配慮の
 當然の表徴と爲せり。曰く、「主の其の愛する所の者を耐す……
 ……爾等若し耐を被るときは、是れ神の爾等を待つものと子の
 如くなるあり、蓋し子ありて父の之を耐せざるあらんや、凡
 そ人の皆被る所の耐よして、爾等若し之を被ることなくん

ハ爾等の私子として子にあらざるなり（番五至八十三）と。
 斯くの如く、罰の家庭教育より取除くべからざるのみならず、却りて之を以て兒童匡正の一方法となすべき者なり。而れども之を用ふるには、殊更に謹慎し、殊更に理を随ひてせざるべからず。即ち、凡そ兒童を罰するに、第一には全く當然に其罪と相應するを要し、第二には殘忍又の汚辱を互らざるを要す。是れ、余輩が見る所にて親の其子の或る罪過を罰するより、最も留意を要する所の者なり。
 兒童の過失も亦、猶成人の犯罪のごとく、之を判定するよりは、此の其外面の有様にのみよらずして、主として其過失の内

部の性質より、及其起因よりらざるべからず。凡そ兒童が其輕慮より、其性質の餘り活潑なるにより、輕躁なる等より行ふ所の事、縦令如何な法も外れたるなるも、惡癖て言語の本來の徳義上の意義に於て未だ惡癖たるものよあらず。然れども、若未兒童の行爲に既し惡意惡念の現するあるに於ては、全く別事として、本來の意義にての惡癖たるなり。夫れ斯くの如く、行爲に既に差異あるからより、之に處する匡正の方法も亦種々たるべくして、第一の場合より嚴重なる罰の全く不相應なるが如く、第二の場合に於ても罰の輕さの不相應なりとす。然るも、世は全く之を背反

すること敷にして、例せば、物品破損の際、喧嘩なる遊戯の際
 等も児童を嚴罰して、却りて故意を偽言を爲し、欺騙をたく
 むを輕やかた詭責して己むとわす。然れども、斯くては、罰は
 既またい無益なるのみならず、確も有害の者となるなり。何
 となれば、児童をして其行爲の性質を付いて判断を顛倒せ
 しむるに至るの虞あればなり。更も他方より言へば、親たる
 者の又自己自身の上より反省して、他の種々の事情を於ける
 自己の心地より、其の児童を對する待遇の上に影響を及ぼ
 さざる様注意せざるべからず。然らざれば、彼等の児童を對
 して、其行爲の性質よりあるべからずして、自己が心の偶然の

状態よりて、或は嚴なる者と爲り、或は寛なる者と爲るべ
 くして、徒らに児童をして、自己を對して親の爲す所の事の、
 義より由るべからずして、放肆を由るなるを認知せしむるが
 故も、其罰の適以て児童を激せしめ、及自己に抵抗するある
 に至らしむるあらんのみ。

子女を對して嚴重なるは、如何なる場合を於ても、一步を進
 めて殘酷なるに至るべからず。蓋し、罰にして殘酷なるとき
 は、既も其匡正の方法たる性質を失ひて、復讐と變ずるもの
 として、如何なる場合を於ても罪すべく、且有害なるが中も
 も、親の子を於ける關係上を於ては、殊も悻悻として且危険

なりとす。夫れ罰も、斯くの如くも行われて、既に是れ兒童
 への對する暴虐の待遇は外ならずして、徒らに兒童をして自
 己の防ぐべきなきを感せしむるが故に、終に強顔、若くの
 怯懦、若くの徳義上の無感覺を招かしむるに至る。罰の、汚辱
 に互るも亦、其害決して之より劣れりと思はざるなり。凡そ親た
 る者の、其子女に名譽心を養はざるべからず。名譽を重ざる
 心の正當の開發は、これ人の徳義的生活の、望を屬すべき、守
 護者として、種々の誘惑より之を防衛する者なれども、而れ
 ども若し罰として他人の前より汚辱せらるゝあるに於ては、
 兒童の之が爲に、遂に其名譽心を鈍らしつべし。

但し、殘酷と汚辱とは、肉體上の罰として其最も用ひられ
 易き者なり。故に或る人々の、之が兒童教育上の使用に敢對
 するも、無益よしもあらざれども、而れども、悲いかな、家庭の
 教育より全く之を除去し得るや、疑を容れざるべからず。
 蓋し家庭教育に於ては、此等の者も、時と兒童の愚意を抑制
 する最後の手段を爲せばなり。然れば、性急なる親々もあり
 て、遂に斷つて兒童匡正の此方法を忌まざるべあるべか
 らず。否、其然らざる者と雖、止む極端の場合に於て特別の謹
 慎を以て之を施すべくして、勉めて殘酷に至らず、汚辱も互
 らざる様せざるべからず。

尙、茲、よ左の一事を附言し置くも、無益の業よしもあらざるべし。即ち、親たる者が罰を行つての後、縱使外見のみにせよ、猶兒童を疎遠して、依然として罰の繼續せるが如くすべからざると之なり。宜しく記憶すべし、罰は是れ本來、教育の消極の方法よしして、積極の方法よ伴はされば、利益を供するより寧ろ害毒を流し易く、而して所謂積極の方法なる者の、被教育者を儆醒し、之よ助るにしあなるを。故よ何時たりとも、兒童を疎遠せんは非なり、殊に、罰を施したる後よ於て、然り。若し夫兒童よしして、罰を受けたるの後復び、父母の自己を愛し、自己よ親むの以前の如くなるを見れば、彼の此に由りて、其の

曩に嚴重の處置を受けしは、全く如何様かの憤悶忿怒よあるよあらずして、止むを得ざるよ出でしを明よし、前よ比して一層親の愛の甘きを感じるよさへ至るべし。之よ反して、若し罰後、猶父母の自己よ對して疎隔する所あるを見れば、其心の之が爲よ親の前よ収縮閉塞して、其回数教の重なるよ隨ひて、愈父母に遠かるに至るべし。而して若し、兒童の心よしして、既に親の前よ閉塞するあるよ至れば、彼が爲よ、親の教育の既よ斷絶せられたるなり。

第九講演 其三 親子 續、主僕

譯者曰く本講演のわきても我同胞と國風を異にせる

露人の爲にせし者として一察あらんことを希望す
 子たる者の親に於ける義務について、神言の第一親に聽
 従するにありとせり。曰く、「子よ、爾等の親に順へ、ふれ宜しき
 合ふとなればなり」(以弗所)第二、親を尊み敬ふにありとせ
 り。曰く、「爾の父母を敬へ、爾が福を獲るを致さん」(全上)第三、親
 に扶助するにありとなし、殊に其老后に於て扶助するにあり
 となし、使徒パウルの此扶助を指して、「親に負ふ所を爲
 せ」といひつゝ、子の親に扶助するを以て、其會て受けたる恩
 の負債を拂ふに擬せり。
 抑、子の親に聽従するに、素より宜しき合ふの事に於て、且

子の初に其萬事を依頼する所の(父母に)服従する自然の感
 情を以て指導せらるゝものなり。然れども、其智慧及意志の
 開發するに隨ひて、親に對するの聽従も亦推移せざるべか
 らず。即ち、本能的聽従より裁智に伴ふ自由の聽従に移りて、
 純全たる徳義的の意念及行爲の性質を具せざるべからず。
 是れ、彼、「主に在りて順従せよ」、即ち、爾等の親に従へ、これ主の
 要求する所たればなり、家族的關係の秩序の、偶然の者よあ
 らず、人の隨意よ由るものよもあらずして、神の制定たれば
 なり、親が子の上に權を乘るに、強者の權に由るにあらざり
 て、神の意よ由るものたればなりて、使徒の言も亦意味す

る所なり。凡そ子たる者が親に聽從するも、其聽從として、一に子の親に對する從屬の自然の感情のみ指導せられん間、未だ以て徳義上特別の價値を爲すものゝあらず。且、其の偶然の變易を爲すや容易、反對の状態に轉移するさへ亦又然りとす。乃ち、實際人は其幼時の疝に於て、既に幾何か幼児の親に於ける正當の關係を傷み、更長じて、直ち有意的抵抗不服従さへ表するあるに至る。是れ、子たる者が、自由を以てし甘心を以てして、親に順從するを習ひ、自己の上より立てる親の權威の全く合法なるを認め、天に在す吾人全人類の父の權の、親の權に反映しつゝあるを識らざるべからざる所以なり。

然れども、使徒の誠命中、主の名を指示しあるは、子の親に順從するの宜しきと合ふの事たるを確めつゝ、之と共に又其限界をも定むるものなり。即ち、子の親に對する順從の義務、親の要求の主の法の要求に背反せざらん限りに於て、有効の者とするなり。故に、今若し親が其子に對して、神誠違犯の事を要求するありとせんか。然る場合に於て之に順從せんは、「神に在りてするならざるが故に、子として既に其要求の不法なるを認知せる以上、嘗て之に順從せざるを得べきのみならず、却りて、其の然せざるを以て義務とするなり。

蓋し、何者も從ふも超えて、神も從ひねばならねばなり(使
十行傳四十一)。但し、愛よ一の百方戒ひべきは、子の親よ對する順從
の誠命よ限界あるを惡用して我意強顏の助と爲さやらん
と之なり。凡そ子たる者、親の要求に接して、之を待するよ
先づ全く誠實の情を以てすべし。其如何様かの非点を強て
摘發せん、い更なり、故なく可否評論さへ下さやらん様せざ
るべからず。縱令如何よ決疑論にわたりて之を言はんも、
を子が、親に對する其任務を離れ、及自己の上よ立てる合決
の權威而上よ我意を張らんとするが如き、陰よ之を欲ふ
も猶到底焉を難すべきならん。勿論、子たればとて、親の要求

に對し、忠誠實の心を以て、自然よ其心よ落ちぬ所を聞
し得べからざるよあらず。又、親とても、苟も其聰明を飲かさ
らん以上の、毫も此よ由りて自身よ侮辱を受けたりとは認
むべからずと雖、而れども、若し親にして、其後も依然として
要求を變せざらんよ、縱令其要求を變ずるの勝れるを認
むるよせよ、子の不平を鳴さずして之よ從ふの責あり。昔よ
其のみよあらず。現よ父母の要求の不善不良なるを明よし
て之を拒否せんとするの際と雖、過激の性質を帯ぶる事ハ
猶之を避けざるべからず。心よ滿つるよ、不満又ハ輕侮の情
を以てせず、乃ち悲哀を以てし、止むを得ず親の意に背くの

不幸を如何にもして脱せんとの慾望を以てして、神が此不幸を脱するの道を示すか、又ハ吾人の奉獻すべき二の神聖なる誠命の衝突より來れる免るべからざる苦痛をば神意に隨ひて忍耐するを得せしめんとを、心願はざるべからず。而して最後は猶一の心掛くべきは、縦令此場合於て親の要求に應せざるも、之が爲に其の親に對する諸待遇を變ずるに至らずして、他の凡ての場合に於てハ、常に克く誠實に喜びて其意に従ひ、何事をもあれ、神法に反せざる限り、之を成就せんことこれなり。

元より子の親に聽從するの任務ハ、其生活の獨立よつれて

減少しゆくものにして、既ハ子が親の手を離れて別な家計を成立つるときハ、其の親に對する外部的服従ハ茲に自ら斷絶すれども、而れども之と共に、其の親に對する内部的尊敬及外部的敬禮まで斷絶すべくハ、あらざるなり。實に斷絶すべからざるのみならず、何時とても減少すべくハ、あらざるなり。例へば、親よりも時の知識に富めるありとせんも、此ハ是れ親に對して其恭敬を減するの權を子に與ふるものにあらず。親に對するの尊敬ハ、親の品格のみ由るものにあらずして、主として其親たるの職分よし由るものなればなり。身卑賤の家で生れて、顯榮の地位に達せるありとせ

んも、此亦親と對する子の尊敬及敬禮の度を弱めしむるの
 力あるものゝあらず。父母の、其後とても依然として父母た
 るを失はざればなり。豈翹其のみならん。親の缺點を見るに
 於ても、亦又然るなり。決して、親を尊ばざるべきの口實を子
 と與ふるものゝあらず。況や、之を待するも輕侮と以てする
 の起因をや。彼、神言と傳ふる、パトリアルノイが不注意よ
 して酔ひたりし折其子の一人ハム之を嘲笑して其結果ハ
 (ハム)全子孫の上ゝあられ且其名も終よ不雷なる子の
 通稱となれるが如き、以て永く殷鑑となすべし。
 斯くて、子たる者既に成年期と達するときは、更に又親の物

質上の需要と可能、又扶助するの義務あり。凡そ子たる者、若
 し其會て受けし養育の恩に報ゆるを得べき便宜を有せん
 ば、之を以て善と爲すべし。親の、其年老ゆるの深きと隨ひ
 て、殊に其子の扶助を受くるの入用を生ず。凡そ子が親に對
 して、其老の苦惱を輕め、忍耐以て其缺點を寛待すべきは、子
 たる者の神聖の任務なり。古の敬虔なる一智者ハ曰へらく、
 「我子よ、老いたる爾が父を禮遇し、之を安らかよして終よ至
 らしめよ、假令其智慧ハ弱れりとも、宜しく寛忍を守り、爾が
 力の全きの故に之を見下すところある勿れ、爾が其父と行ふの
 厚遇ハ、忘られずして爾が罪の償とならん……凡そ父を顧

みざる者ハ、猶神の威嚴を瀆す者ニ同じク、母を凌辱する者
 ハ、主の咀を受けん（十二至十三）と。此痛切峻嚴なる教訓の示す
 所よてハ、彼子たる者をして何事を措いても能く親を慮る
 至らしむるの起因を爲す、子の親ニ對する、親愛の自然の
 情ハ、何人よしも保全せらるゝものニあらず。然レバ、親の老
 耄衰弱しゆくにつれて、子たる者が自己を生み養ひし者
 上ニ殊ニ掛慮すべき自己の任務を記するの、愈切要なるを
 見るべきなり。

然レども、世ハ其財産を悉く子ニ譲りて自身ハ其支給を受
 くる者あり。斯場合ニ於てハ、親が家裡ニ占むるの地位自ら

變じて、新家族の首長ハ既ハ彼等ニあらざるが故ニ、強ひて、
 既に自己ニ属せざる家政を、執らんとなすべからず。宜し
 く其子が家督權を利用するニ任すべし。蓋し、斯くしてこそ
 一家の生活の正當の組織ハ成立つものなればなり。然リナ
 ガラ、曾に親のみ斯くなすべきニあらず。子とても亦、其諸權
 を利用しつゝも、父母を以て宛も自己ニ服従せる家族員と
 し視做したらん如きの舉動なきやう百方注意せざるべか
 らず。子が、父母を自己の權下ニ布き、服従の地位に立たしめ
 んハ、悖德たり。自然に合はざるものなり。而レども、惜しい
 ナ世ニ、子が家政を執りて父母が其支給を受くるの家族ニ

して、能く和合一致を維持する者の稀なり。是に於てか古の徳教者の斯かる場合も甚だ有勝なる家裡の不和の預防、産を子に譲らざるべきを説いて曰へらく、「爾(親)が入用の物を子に受けんより、子が入用の物を爾に受けんを善からめ(三ノ三十三)と。疑もなく有理の勸とし謂ふべし。而れども、若し老父として、既も己が子の家族となりたらんより、彼の當み己が子の義務の既も聽従せらるすして、尊敬及恭敬し止るを認むべく、記すべく、子も亦徳義上正當な親に對するの關係を守り、家裡に於ける自己の權利に熱するの餘決して不敬をわたるとなきやう、勉勵せすばあるべからざるなり。

尚、家も召使あれば、家族的義務の範圍は、更も廣く其上も及ぶものなり。抑、主人と召使との關係たる、亦猶他の家族的關係と同じく、徳義上の原則も基かきんべあるべからざる者なり。神言の表彰に據れば、召使は是れ家の子なり。故に主人が召使を視るも、召使が亦主人を視るも、其外部的契約の外相互の間も何の關係をも有せざる、全く無關係の者たるべからざるなり。固より彼等は、互も其の要する所ありて關係を結ぶ

至るなるも、而も其關係の、更も歩を進めて下の如くなるを得べく、又爲らざるべからざるなり。即ち、第一物質上のみならず神靈上の利益をも共よし、相互の間も親族的の同情を存するに至らざるべからず。夫れ斯くの如き主人と召使との關係の、是れ聖書が古の義なる族長等の生活に於て示す所、且モイセイの律法も、其召使に關するの制定に於て、一家のうちなる族員として之を視做し、而して基督教に至りても、亦又全く此見解を解明し、及確定せり。基督教の傳播するや、聖洗を領けたる各一家の、ハリストスの一小教會たるの性質を帯びて(註立此)、一家内なる諸員、其神靈的の關係

より、外部的の關係上も、親族的の親近誠實を來して、言はれ、家と家族と混一して、家も屬するの召使の凡て、主人の家族中も屬するに至れり。加之、翻て我同胞祖先(ローマ十人なる著者の指す而も主僕の關係の未だ一新せざりし舊時)の生活の跡を觀るも、其の基督世界とし讀みゆくも讀みゆくべし。家族の狀態の、今日と方針を異にするあるに拘らず、兎も角主僕間の關係の、其本質に於て正當なるを得て、家族的親族的の性質を帯べり。然るも、吾人の今日の如何。果して能く、彼等の昔日の如くなるを得るか。

外形上も於ては、主僕の關係の、今や昔日に比して遙も合法なるを得たり。蓋し僕と雖、今日の主人の利するが如き個人

的の自由を利するを得ればなり。凡そ奴隸の種類に属する
 の事、皆絶滅されたればなり。彼(古)主人たる者の權甚だ大
 んして、之に服事する者、殆ど何の權もなかりし時代、當
 りて、最も悲惨なる壓虐にまで達し得べかりしが如き、否、數
 達したりしが如き(或る人々に對する他の或る人々の專横
 の、既又其の存すべきの餘地を有せざればなり。然れども、其
 の斯くの如くなるの今日に於て、却りて主又は僕の口より
 苦情の漏るゝと殊又其多きを加へたるの何ぞや。勿論之が
 爲の、主僕何れも其根據及起因の多くを存すべしと雖、
 要するは其惡の根さす所、豈兩者の間、徳義上の親近を缺

き、随ひて又其間、活ける有機的關係を缺けるに在らず
 と爲さんや。

實際、吾人の今や止狹義の家族あるを知りて、彼、第一血縁の
 者のみならず、凡そ其家、勞し其小社會の爲、勞する所
 の者、總べて之を包含するの小社會たる家に付いての理
 會、殆ど之を喪失せり。抑此理會の如くなる家は在りて、
 其諸員の間、内部的の連結を存して、凡そ之に属する者、よ
 し互に其位格を同じうせずも、尙一の全き者の支體として、
 何れも其利益を共にして、復物質的たると神靈的たるとを
 問はず。乃ち斯くの如き家に属するの召使、其家を呼て我

家となし、且自然之が福祉を慮るに至るべくして、其の家の榮譽を重ずるとい猶他の家族貴のごとく、之も熱心するとも猶公共の寶物に於けるがごとくすべし。然るも、今や此等の者の總て皆吾人の多くは過去し往時の事となりて、其の遺存せるさへ、猶時代違とせらるゝにあらすや。今日、使役者と被役者との契約する所以、豈一の金錢上の契約にあらずや。夫れ斯くの如き場合に於ては、各契約者の互に其間より内部的契合を結ぶべき所以の者を存せず、却りて、其の互に相別異せる外部の利益を追ふよりして、自然と現然若くは陰然の敵對を醸すに至り、即ち主人の召使よりて可能

才多くの利益を得んと欲し、召使の亦之を反して可能才少き勢力よりて可能才多くの利益を得んと欲して、爰に相互の不満足を生じて、終に各個人の福祉のみならず、全一社會の福祉の爲にも、有害なる甚しき敵對と爲るに至る。勿論今日に於て、吾人が祖先の檢束的舊秩序を愛惜せんは愚ならん。然れども祖先の家族的生活を於て可羨の様と現したりし其精神の衰耗に付いては、竟と愛惜せざる能はざるなり。願ふに、家の生活の舊組織に於て、手輩が認め得ざる適すとなし充分の同情と値すとす所の者を生ぜしめ、其の檢束的なりしが爲らるる。檢束的の秩序の却りて是れ

前言の如き家をして現出し能ひざらしむべき者にして、彼、
 基督教主義の精神、即ち、全人類の爲に唯一一般なる主を信
 するの信は由る愛の精神こそ、其小社會の眞の創造者にて
 ありしなれ。果して然らば、此基督教主義の精神にして既に
 過去に於て而も外界の事情最も其便を缺けりし際、於て
 能く其功を奏せしとせば、予輩の更に下の一事を背せざる
 べからざるなり。即ち、今日に於ては、種々の職分を奉じ種々
 の階級を立つ人々の互に近遇するも最も便なるも拘らず、
 其相互の關係第一親密ならず親族的ならざるのみならず、
 却りて愈々疎遠も愈々薄情も傾く以上は、此精神の現はる大に衰

弱せるてふと之なり。知るべし、如何に手段を運すよせよ、苟
 も人々をして相互の愛を奮勵せしむる信の力として萎微
 しあらん以上は、到底其効を奏せざらんを。凡そ内部的紳靈
 的なる興味を缺ける所は在りては、外部的興味は徒らに人
 々を分離せしむべく、主僕等各階級の間には必然に敵對を興
 發せしむべからんなり。

今夫れ、主人たる者の上について言はんか。
 凡そ社會に於ける趨勢なる者、其上層に始まりて下層に
 及ぶ者なり。故に若し主人にして、其召使に對して苦情を鳴
 さんには、是豈其本質に於て、自己自身を罪するよあらずし

て何ぞや。實際主人にして、其召使に對して單に其勢力によ
 りて最多の利得を獲んとのみ離脱するの外寸毫も之が窮
 乏を顧みざらんば、彼果して此より由りて其召使たる者も、同
 じくたゞ自己の最多の利得を常々目ざすべきを教へざる
 か。而も此場合に於ける召使が最多の利得は、多くは直ちに
 主人の利得と衝突するなり。元來、召使たる者が由りて以て
 適切に自己の義務を全うし得る所の最良の諸性質の、其主
 人よ對して克く忠實よ、克く正しきを守るよ在り。而れども、
 斯くの如き諸性質は是れ、甚だ大に主人の召使よ於ける徳
 義上の影響に由る者なり。主人よして、其召使よと待するに、單

よ其勢力を視て其他を賭す之よ約定の報酬を與ふると知
 りて其他何の義務を負ふあるをも認めざらんよ、其の召使
 よ於ける徳義上の影響、能く如何なるを得べきか。世一の外
 面上の忠勤の外能く要求すべきなきよあらざらんや。實に、
 自己の行爲を以て、召使は止賃銀の爲に勞する者にして其
 の負ふ所の事を外面上成就するの外何の義務をしと、召使
 よ直ちよ確認せしむるが如き主人の、到底其召使よ對して
 熱心篤實正直の乏しきを咎むべからざるなり。
 主人の其召使に對して、基督教主義の待遇よ心がくるの如
 何よ少きか、殊に下の一事よ由りて之を明よするを得べ

し。即ち、召使は最も重要な宗教上の需要に、多くの寸毫も意を留めざることを之なり。例せば、過度は工業は勉勵するより、往々よして工作の時と祭の時との差別を減して、六日間を勞して爾の業をなし、第七日なる。コサタは爾の主神を之を献すべして、古の誠命を忘るゝあり。然れども、唯に工業等に限るゝあらず、通常の家は於ても亦、召使が祭日の奉神禮は與るの時を有せざること屢よして、之が爲は聖堂は足を絶ちて、祭禮に依りて受け得べき神靈の満足爽快を受け得ざる者、群をなせり。斯くの如くなれば、此等の人々が全く別種の満足を追ふに至るとて、亦何を怪むも足らんや。不

斷勤勞して祭日さへ神靈上の獎勵恩恵を受くるを得ざる者が、其常務より自由なる時を得るや否や、其肉體の勤勞の報酬は如何様かの肉情を満さんと欲して、最も野卑なる満足は耽くる、固より至り易き事のみに果して然らんには、縱令直接にはあらずも、兎も角實際に、主人の其召使の惡癖の原因者たるなり。中にも甚だしき、嘗て其召使の神靈上の需要を満さしむるを義務とし認めざるのみならず、自己が形體上の利益の爲は、召使をして斯くの如きの需要を感せざらしめんと力め、若し召使よして聖堂參詣の爲は暇を請求せざるあれば、却りて之を以て喜となす者あり。蓋し思ふ

なるべし、斯くの如きの徒の、敬虔の事の爲に其直接の義務を棄つるかの如くなる者に比して、更に多くの利益を棄て致し得べしと。然れども、其結果は、果して如何なるべきか。召使の、自己の爲に祭の時日を區別するに、基督教主義の意義を以てせずして、單に閑散の時とのみならず至るべきが、斯くの如き場合に於けるの閑散は、是れ、放逸と其義を同じうするなり。

召使に付いては、左の一事を陳じて充分ならん。

抑、聖使徒等が、奉教の奴僕に教訓を垂れし當時に在りては、奴僕に殆ど全く人たるの權を失ひ、全然主人の權下に屈服

したりしめて、且其主人の大抵は、基督教に敵對若くは少くも妄信として之を斥けたりし者なり。然れども、聖使徒等の奴僕に向ひて、其下賤多難の境遇を脱するの道を説くや、猶其職分の外面上の變更を以てせずして、却りて其職分は忠實なるべきを以てせり。曰く、「爾等が主人に服役すること、彼人の如く第に其眼前に於てせず、乃ち誠心を以てし、神を畏るゝの畏を以てして、之に従ふべし、凡そ爾等の成す所の事宜しく衷心よりして之を行ひ、人の爲にせせ、主の爲にするが如くすべし」(一三、二四、三三)「主に於て召されたるの僕に、主に就ける自主の者なり……爾等の尊貴なる値を以て買は

れたる者なり、故は人の奴僕たる勿れ、即ち、人よのみ服役するが如く、なして人の奴僕たるなかれ（哥林多前書三）爾等の主人たる者も服役しつゝ、此も由りて以て万人公同の主も服役し、凡その事に於て「我教主神の教を修飾するを爲すべし」（提多二）と。夫れ斯くの如く、外面上最も下賤なる職分も、服役者の其職務も對する切情と、及其主人も對する主も於けるの恭順とも由りて、貴くせらるゝを得る者なり。然るも、世よの自由として他人も服役するの職も就きながらも、其主人も對して恭順を致すを卑む者、往々にして之あり。此輩や、其職務の殊も由りて以て貴さを爲し、由りて以て基督主義

の意義まで謂ふ真正自由の服役たるを爲す所の事を輕す。然れども、夫の自己の職務を喜びて忠實に衷心より行ふ所の者、決して終る人の奴僕たるざるなり。蓋し、斯くの如き召使の事に處するや、他人の嗜慾も投せんが爲もせずして、自己の本分を識し、及他人も對して善意を懷抱するよりするなればなり。但し自己の主人も對し主家の利益及名譽も對して寸毫の懈情熱心を存せず、此に自己一身の利を顧りて、之に相應して其職務を行ふ所の者に至りては、其の惡しき意義まで謂ふの奴僕又は佞人たるべきや必然なる。此輩や、自己の卑陋なる利得上より他人の意を迎ふるを欲し、

又の欲せざるよりして、或の顯然に其義務を蔑如し、或の陽に其職務を熱心を装へんと勉め、或は粗暴に、或は狡猾に馳すべし。而も、兎も角我意我慾の促し隨ひて行ふが故に、自ら以て最自由を得たりと爲すなるべしと雖、其實反りて、往々として奴僕の性質を現するなり。宜なり、其職分の實は下賤にして、自己の目すら之を高むるを得ず、他人の尊敬をも受くる能はざれども、自己の職分と及其主人とに忠なる善良の召使は、之を反して、彼、社會に有益の事業をなせる尊榮なる人々と、其肩を比する者にして、よし此は高尚の職分を興ふるも、其の當然之を成就するや疑なきなり。

第十講演 社會的生活の基督教の原理

抑、主ハリストスの世は降りしに、地上に現世的王國を設けん爲にあらすして、天國を建てんが爲なり。彼は、此天國のを傳へ、此天國を人を招き、此天國の爲る人を準備し、又此天國に属する者の爲る使命を下し、約束を賜へり。故に、基督教主義の生活の道を説くと、國家社會的生活の道を説くと、見ゆる所何等の通有性をも有する能はざるが如しと雖、而れども、斯かる結論は、これ決して論理上の要促し由るにあらず、乃ち、一また人々の社會的關係上、於ける基督教の諸影響を絶たんと欲する場合に於てのみ爲し得る者なり。

して、實際基督教の全く別種類の推論を爲すに根據を與ふるものなり。

地上に於ける神國の建設の、決して現世的王國生存の正當なるを否定するものにあらず。人々が神國を召さるゝといふも、亦國家社會の外に脱出するてふ事にあらず。乃ち、ハリストスの徒たる者の數中に入りたれば、基督教會の會員となりたれば、之が爲に何人も、甲又乙の現世的王國の國人たる其義務及召命を拒否するの必要を有せざるなり。ハリストスの弟子は、「世の中より選び出されたる者」(約十九)と稱し、「世に在る物一切を受けざる」(約十五)と

以て其本分とすれども、而れども世に属せざといひ、世に在る物一切に遠ざかるといふは、現世の社會的連結の外に立つといひ、國家社會の事に毫も關係せずといふと、全く別義にして、神言よて、たゞ一に現世の目的を追ふに離脱とし、此世の興味を感觸して、單に之が爲のみ汲々として、使徒イオアンの分て「肉體の慾、眼目の慾、矜誇の世業」(第一三三)の三を爲せる、其欲望を満さんとのみ勉むる者と、思念行為の様を同じうせざれと言ふに過ぎず。苟も夫れ、基督教會員にして、既又國家社會の一員たらん以上の、ハリストス及其弟子等の信徒に向ひて、神靈的召命相應の行を爲すべきを

教ふると共、又外部的なる國家的連結上、關して教ふる所なき能はず、乃ち亦現世的召命の上、於ても、其相應の行為を爲すべしと教へざる能はざるなり。
 他方よりして之を言へば、社會整齊の法、徳義法と全然差異するものゝあらず、別なるものゝあらず、却りて、後者の何時も前者の基礎となり、將少くも爲らねばならぬものなり。人の人として物を觀、又國員として全く別に物を觀るとや、二様は爲り得べきものゝあらず。眞實と不眞實と、正と不正と、善徳と耻辱との、人が一個人たると、社會の一員たるとにて、全く別々、了解せらるべきものゝあらず、社會は於け

る種々の關係の、勿論吾人の義務をして大に複雑ならしむるなれども、其根本より之を截斷するものゝあらず。故に徳教の直接政治問題社會問題との關係せざるながらも、何時も社會の狀態に直接の關係を有するまで、彼の斯かる問題に故らば攻究する所の諸科學は代用せず、又之を排斥もせずして、却りて之が爲に重要な原理を指示するを其義務とし、且能くするなり。徳教愈高尚、愈純正にして、社會生活の基礎亦隨ひて愈堅く、さて、神の聖旨の確實の啓示たる基督教が社會整齊の爲に最も多望、最も有力なる原理を供さねばならぬや、甚だ明瞭なる所にして、實に又之を供

しつゝあるなり。
 然らば、其原理とは何ぞ、
 と云ふも、第一國家社會の福祉の爲のみならず、其生存の爲
 も亦切要なる普通の要件は、國民が其奉戴する所の主權
 者^{ホト}に對する恭順と、及其の國家に對する所の愛とよしあま
 れば、則ち先づ、此事^{コト}について基督教が如何様^{イカニ}に宜^{ヨク}べ、如何様
 に誠^{マコト}むるかを、檢^{ケン}するを以て適當なりとす。
 何人^{ナニト}も知りつらん、(異教の君主なる)該撒に税を納むるの(神
 の民なる)イウヂヤ人の爲すべき所なりやと、昔者^{イマゴロ}咄^{ウタ}明^{アキラ}瞭^{リョウ}の
 徒^ドの問へるに答へて、ハリメトスに何と言^{イハ}ひれしかと。彼^カ曰^{イハ}

へらく、「該撒の物の神に該撒を歸し、神の物の神に歸せよ」と。即ち、
 爾等は該撒の臣下たり、臣下が其奉戴する所の君主の要求
 に應ずるに其本分なれば、爾等は自己の君主に爲すべき所
 を爲せ、此の、爾等が至上の王なる我等の主^ミに奉事するに妨
 ぐるものにあらず、神に忠なるの忠に、爾等が該撒に順從せ
 ざらん事を要求するものにあらず、故に、該撒の物の神に該撒を
 歸して、神の物の神に歸せよとなり。使徒等も之を詳説して
 曰へらく、「各人宜しく在上の權に順從をべし、蓋し權の神よ
 りせざるのなく、有らゆる權の皆神の命せる所、故よ……惟
 ん罰を恐るゝよりせず、乃ち良心によりて之に順從すべし」

(羅馬十五)「凡そ人の首長たる者、主の爲に服せよ、王にの最上の主權者として之に服し、有司の王が之を立て、犯罪者を罰し及善行者を彰す所の者として之に服せよ……神の畏れ王は敬ふべし」(彼得前四、十、十一)と。

此の忘るべからざる事あり。即ち、此命令に接したる當時の信徒は、見ゆる所最も神の聖旨の機關と認め難き君主の權下に生息したりし事これなり。當時主權の管は、眞神を敬せざるのみならず、却りて之が忠節なる崇敬者に仇となせる者の掌中に在りたり。異教の政府に順從するの義務を負へる當時の信徒は、自身に對し及自身の信仰に對する

政府の敵對を嘗りざるべからずして、而も其敵對は、長く至二三世紀に互て基督教會に安息を與へず、種々手段を盡て之を絶滅せんとはしたりき。而して猶此命令あるは、是れ國の主權者を尊び及之に服從するに付て基督教の説く所の命令の、或る事情の爲のみ喚起されたる一部分又の偶然の命令に非ずして、一般の爲の規則なるを指示するなり。但し、眞の敬虔の法に背反するが如き要求に順從せざる事のみ、除外例なりとす。蓋し彼國事上俗事上の際限内に於ては服從せよと云ふと雖、是非を問はざる際限なく人の意の儘となれとい言ひさればなり。使徒ペートル、白地は此事を教

請じて曰へらく、「主の爲に服し、神の畏れ、王の尊ぶべし」と。主
 の爲に人の意を服するといひ、神を畏るゝの畏はつけて人
 の意を敬を表するてふ事なり、凡そ人の上は權を乗る者が、
 至上の主權者たる神の禁する所を要求せざらん時のみ、
 能くすべきなり。
 使徒時代より、(僞ハリスタニン中)既る似而非自由熱中
 者起りて、凡そ人の上に權を乗る者の權利を排斥して、ハ
 本ガアムンをして國の執政者よ服従せざらしめんとし
 た。是も是も於てが、使徒等ハ其の促す所となり、意固く執り
 て、此世に於ける凡そ其の正當の主權よ順従すべき責任を説

けり。彼等ハ、斯かる僞言者よ向ひて、何の寛假する所もなく
 其意向及起因の卑陋汚穢なるを暴露せり。曰く、此ハ是れ己
 が意を固執し、尊者を諷諭する者、破産者、要領者、他人を誑
 して自ら樂む者よして、心の堅からざる者を惑し、其心貪婪
 よ慣る、乃ち阻むべきの子輩なり、聆諭なる虚言を口よし、
 肉慾淫亂を肆て夫の儘よ迷惑を脱したる者を誘ふ、自由を
 以て人よ約すれども、自身すらよ腐敗の奴たり(一三得三十四、十八、
 九)又曰く、「此ハ是れ、肉體を汚し、執政者を藐忽にし、尊嚴を踏
 躓する所の妄想者、惡言を吐き、足ることを知らず、自己の欲
 よ従ひて行ひ、聆諭を口よむ、利のためよハ人に陥ふ者なり」と

(八十六)と。此等筆誅の嚴なるは、筆誅せられたる偽教の如何
 基督教の精神を背反するかを示すものなり。總じて使徒
 等の、主權者の下に人々の統一せらるゝを以て直ち神の
 法なりと指示しつゝ、夫の放恣より貪婪によりて發明せ
 られ若くは妄想せられたる、社會生活の理論より信者を保
 護せんものと殊々尽力したりしや、明白なる事實として、彼
 等の説く所によれば、國の主權者對する(良心を循ふ)自由
 誠實の順從は、ハリステアミンの爲に純正なる徳義的の任
 務を成立するものにして、之を行へば善行之を犯せば罪な
 りとす。

基督教の徳教より、人の郷國に對する愛について、直接の誠
 命なし。然れども是れ、人の自己自身に對する愛について
 誠命なきと一般なる、お由るや疑なきなり。
 蓋し基督教にして、既ち國家的連結を以て正當なまとし、神
 意に基けりと認めたらんより、彼れ之を以て同時又、人が
 自己の民族たり、自己が一部分となりて成立する所の有權
 体たる、其民族に對する人性固有の感情をも神聖と爲すな
 り。
 世界一家主義の、到底ハリステアミンに適するものにあら
 ず。全人間界の一員のみ自ら視做すは、其本質に於て既に

自己を國家の一員と視做させ、社會の諸義務をも拒否するといふも等し。蓋し全人間界の唯一の國家的社會を成立つるものよあらず、又成立つることを得るものよあざればなり。然りながら、地は唯一の王國ありとの眞なり。但し、現世的のものよあらず。乃ち神靈的にして、ハリストスの教會これなり。此王國ありては、諸民皆唯一の首を奉獻して、一たることを得れども、現世的王國の竟に合して一社會と爲るものよあらず、又爲り得べきものにもあらず。如何なる俗權として、全人類全諸民族を統一するの力を有せざればなり。種々なる人民の分存するの、神の照管の然らしむる所(使徒行傳八ノ二)

た、諸民のたどひ其起源を一よし、重なる天職を一よするも、其外も又各自特異の一時の問題を有するものなり。知るべし、主要なる善徳の一として基督教の誠命する所の、隣者よ對する眞愛の顯現たるべきもの、世界一家主義にあらずして、愛國主義なるや。固より基督教の、隣者よ對する愛の誠命の、廣濶あり。而れども、其の廣濶なるの、愛國心と容れざるものあらずして、たゞ利己の感情無分別なる私情より愛國心を消むるのみ。むかし、諸民族互に相敵視して、凡そ自己の民族に屬せざる者又、少くも自己と連結せざる者よ、害を致すを以て憎に

當然と爲せるのみか、本分とも心得たりしが、當時の異教世界に在りては、文化も實も斯かる見解を是正せずして、人の一般に、異國人を惡むゝあらざるよりの自國を愛すること能はせと爲せりき。彼、開明せる古の羅馬人が、我邦人の内よ開きて外未だ我も歸せざるの民を安からしむと嘆じ(ブル)、もしくは、純粹なる羅馬人の異國人と混淆するを慷慨せし(ブル)が如き、其の愛國心よよりて喚起されしや疑なしと雖、其心の既も利己よて養成せられたる愛國の情も貫徹せられたりしなり。自己の國、自己の民、豈ハリスチアニンの爲も貴からざらんや。たゞ全世界となりて其万事を原限せざ

るのみ。ハリスチアニンの、全人間が擧りて正義を要求し兄弟的待遇を要求するの權ありと認め、唯自國の体面を毀つげ若くは其福祉を害ふ所の敵も對してのみ、正當防禦の手段を運ずるを是認す。蓋し斯かる場合よ於ては、縱令自國を防禦しつゝ、害を他も致さざるを得ざることもありとも、ハリスチアニンの行爲を司配する者は既も嫉惡害心よ非ずして、他の惡意を抑制して、不法の暴虐より正當の自由を防禦せんとするの希望なればなり。然りて、基督教徒中戰を以て總べて犯罪なりとなして、兵役を避ると猶罪事を避くるがごとくせし者古より之なき

三百十
よあらず。現時も於ても、斯かる謬見を持つる者猶之あり。例へば「クワケル」派の徒の如し。古代に於ては、戦争の概して侵略の質を帯ぶるものにして自衛のあらざりしかば、當時の信徒が、斯く愛まついての福音の教旨を毀損するも、幾分か恕すべき所なきよあらず。基督教世界なればとて、戦争者が種々の慾情をひかざるゝより、戦を交へて、互に道外なることも屢なれば、一般に戦争を以て道に背けりと爲すクワケル主義の思想も、之を幾分の力を得べし。而れども、左に右まれ、基督教が無條件に干戈を動かすを禁ずるとやう思ふに、何れの場合に於ても誤認たるを免れざるなり。基督教

の、和平と愛の宗教なり。故に通常戦争の由りて生ずる所の精神を罪せざるを得ざるも、武器を以て武器に抗し、生を害せんとする者の生を害するの、入用を生ずる所の自衛防禦を罪し得べきよあらず。又、爲さざるなり。民と民との和平の、諸民が多少一様に基督教の精神を以て活動する時、於て始めて之あるを得べく、而して全人間界に於て愛と同情とが利己と嫉妬とを代りて其位置を占めざらん限り、極めて平和ある人民の爲も、戦争の暴を防ぎ暴を抑ゆる最後の手段として一時の必要あるを失はざるべし。個人に付いて曰はんか、ハリストアニンの、自衛防禦をも爲さざるを得

べく、又場合よりて、之を爲さる方却りて徳義上の任務をも成立つることあるべきも、社會の一員として、彼己の權利を守り、体面を保ち、自由を護らざるべからず。ハリストスの宣言せしが如く、人其友の爲に生を棄つるより大なる愛なし(約翰十五)とせば、自己の郷國の爲に生命をすて、又すてんと覺悟する者、是れ實に真正基督教主義の精神の高尙なる行爲を身とする者なり。

基督教が、常に世俗の主權者より對し、郷國に對する、國民の義務を是認するのみならず、之を以て宗教道徳上ハリストアニンの任務を成立つるものとなすや、斯くの如し。

然れども、社會の体形は種々あり。其中より如何様な國家を構造せねばならぬかといふも、之が教旨たり定則たるべき者、固より福音の中に之あるを見ず、又見出すの必要もなきなり。總じて社會生活の外形は、不變のものたるを得るものよあらず。乃ち國家の秩序なる者、皆多少變遷すべき一時の設計たる性質を有するものにして、福音は即ち人に永遠の眞理を傳へ、處世の不變の法則を與ふるものなり。故に如何なる政黨にてもあれ、互に論戰せんとするに當り、聖書を引證し、基督教の神出の權威を藉りて、自説の根據を固めんとするも、其の目的を達せざるに自然の命數にして、徒

らよ以て、自己の、真理の大教師を敬するの至らざるを表白するよ過ぎず。苟も忠實よ思想したらんよ、明ならむ、基督教の教則の、直接に現世的生活の爲よするものにあらず、福音書に對ひて政治上及社會上の問題の斷定を得んとするの、猶彼、現世的國家の建設者としてハリストスを奉獻せんとしたる、猶太人の古き迷妄を復せんとするがごとしと。但し基督教の、斯く社會生活の體形を一定するとをせざれば、兎に角一方よりの吾人を教誨して國法と國法よ基ける國家の秩序とを合宜よ待遇するとを爲さしめ、他方よりの社會の知識及徳義の平面を高めて國法と秩序とを完全なら

しむるに力をそへつゝ、吾人を嚮導して、現世の福祉を來すべき正路よ就かしむるなり。

基督教の教旨の、吾人を諭して曰ふ、苟も國員たらん以上の、何人も國法を重せざるべからず、國法よして、基督教の敬神の法に背反せざらん限り、ハリスタアコンたる者萬事皆其儘に之を遵守せざるべからず、假使、甲若くの乙の法令よして、甚だ不完全なりとするも、其法令の、之が爲よ効力を失ふべきものよあらず、外部的よの言のき、徳義上も其責を負はずして、之を犯し得べきものよあらず、凡そ衆よ對ひて爲すべき所の、汝等皆之を爲せ、(即ち、國法よよりて要求せら

る、所を爲せ、貢すべき者よの貢し、税すべき者よの税し、畏
 るべき者は之を畏れ、敬ふべき者よの之を敬へ」(三馬十、世よの、
 自身一己の見る所よ随ひて私に社會公共の關係を定むる
 の權を有する者なく、各自たゞ其の社會よ占むる所の地位
 よ應じて事を處すべきのみと。ハリストスの行爲中、之が先
 例となりて吾人に訓諭するものあり。例へば、丁税を徵收す
 る者あり、一日使徒ペートルを以て定額を要求せしむ、彼先
 づペートルよ向ひて、神の子たる自己の之を納むるに及ば
 ざるを明しつゝ、猶「徵稅者を礙かせざらんがため」、即ち、其
 尊職を知らざる者の眼よ律法を犯すと見なざらんがため、

徵收よ應ずべしとの命せられき(馬太十七、廿四至廿七)。彼衆中の一人が、
 我兄弟に命じて我と遺產を分たしめよと乞へる際の如き、
 亦必ずや自己が固有の權威によりて、貧乏者よ相當の分産
 を爲さしめ得たりしならん。されども、彼國法上自己よ屬せ
 ざる所の裁判者又ハ首長の職分を僭するを欲せずして、「人
 よ、誰か我を立て、爾等の裁判者又ハ産を分つ者と爲し、
 ぞ」(路加十二、十三、十四)とのみ答へられたり。社會の法則の要求を重す
 べしとの、使徒等亦言を以てし、自己の實例を以てして、信徒
 よ教訓せし所なり。例へば、パエルの如き、主家を脱走せる一
 僕を歸正せしめて、後自ら其書中に載するが如く(腓利門六、一、

神靈上既に自己の産む所の子となり諸信者随ひて彼が主人の爲も可愛の兄弟となれる、彼を留め置かんと欲ふの情甚だ切なりしならんも、猶主人の下に復らしむるを以て、其責を果すとせり。斯くて、初代教會の信徒の皆、止むを得ざるにわらせ外見のみもわらず乃ち自由にして衷心より、社會的生活上於て同一の方向を取れるが、さしにも、夥しき羅馬の臣下中、能くハリストスを信じて其使命を守れる彼等も勝りて、更ニ忠實に、且正當に、國家に對する自己の義務を全うせし者ありや否、疑ふべきなり。

斯くて、基督教の國法の重すべきを説けども、而れども、亦決

して國法を以て、無條件に神聖なりと爲せるにわらざるなり。彼が、無條件に神聖視するの、國法其物もわらずして、吾人が凡ての社會的行爲の不變の法たる、正道これのみ。他語もて之を言はんか、凡そ現行の國法を犯すとの如き、現存の社會の秩序を紊亂するとの如き、其他、世の所謂革命の運動等、此等の皆、基督教の教旨の罪する所にして、曾に國事上の意義もて不法たるのみならず、徳義上の意義にても亦然りとなせども、苟も人民の需要窮乏の實情を明し、之が満足を得べき方法を尋めて、平和に社會の秩序を改良せんと企つるが如きは、決して其の罪する所もわらざるなり。否、反り

て彼自身すらも古となく今となく常と社會を活動して、之をして自ら其状態を改良せしめんとするにて、但之が爲に、不穩の傾向を民間と生せんを慎むのみ。例へば、其の始めて古羅馬帝國と傳播せんとするや、當時の社會の秩序は、遠く正義人道と相應せずありたれども、當之に敢對するところをせざりしのみか、亦自己の權威を以て、之を固めんとせざりき。是れ蓋し、當時の社會の秩序と敢對するところをせず、信徒をして之に服従して違背するなからしめんが爲に、たゞ其秩序よりて課せらるべき義務の成遂と福音の誠命の成遂との、並立するまでよて足れりしが故よて、彼を決して、

之を以て當時の社會の秩序を祝福せしめあらず。乃ち止寛容せしのみ。當時は、在りて法と合ふとせられし所を、一々確定せしにあらざり。乃ちたゞ漸くに福音的知識と精神とを世界と傳播しつゝ、毫も強迫手段の力を藉らずして、本質的の改良を社會生活の當時の組織の上と加ふる準備を人に爲し、のみ。今、此理を明むるが爲に、奴隸の所有と於ける基督教の過去の關係を例とし擧げんよ、
 奴隸の存在よついても、基督教の當初より性急に直接よ之を非難したるよいあらざりしあり。ハリストス自身講説の際、譬諭を設くるの際、事の奴隸の境遇と關したる者多から

すどせず。而れども、一として奴隷法に對して、直ちに之を非
 議したるものなきなり。殊に、使徒パウルの如き、奴隷が自
 由を得んと苦心するさへ嘉せせして、宛ら社會の他の地位
 に立てる者に誠むると同じく、各善く其分を守りて、猥りよ
 自己の地位を變せんといふ企つべからざるを説けり。曰く、「各人
 宜しく、(主の)召を蒙りし時の分よ居るべし、奴隷よして召さ
 れたらんか、以て慮を爲す勿く、釋かるゝを得んか、則ち善き
 よ從へ」(哥林多前)と。然れども、基督教の竟に奴隷法を祝福せ
 しよあらず、却りて之を廢絶すべかりしにて、布教の當初よ
 り業已よ之が歩を進めたりしなり。如何よして進めたりし

ぞ。他なし、宗教道德の上よりして、奴隷をも其主人をも敬養
 し直じたりしなり。

先づ、奴隷に對しては、彼等とて主の前よ在りては、諸信者と
 比肩すべしと爲しつゝ、内部的に其地位を高めて、「召されて
 主よ居る所の奴隷は、主よ在りて自主の者たり、之と同じく、
 自主よして主よ召されたる者も、ハリストスよ在りては奴
 隷たり、爾等すでも高價を以て購はる、宜しく人の奴隷とは
 ならざれ」(哥林多前七)といへり。即ち、外部的の奴隷は、本來未
 だ全く人を不自由の者と爲し了ふるものよあらず、假令身
 の、奴隷の地位よ在るも、全心全靈を盡してハリストスよ服

従したらんよ、其人既よ人の奴隷たらずして、ハリストスの奴隷たるなり、人よ奴隷たるとき、人の意を迎ふるを要すれども、既よ主の奴隷となれる者の、復と人の意を迎ふべからず、救贖的献祭の「高價」を以て贖られたる主の奴隷も亦人に事ふるを爲せども、其の之よ事ふるは、「主の爲」「主の歡旨」を行ひんが爲よして、人の怒を満し、人の意を迎へんが爲にあらす、故を以て、「何事を行ふも、人の眼前をのみ慮ることをせせして、主の爲と思ひて心より之を行ふ」(以弗所六ノ廿五六三)となり。斯くて彼等(奴隷)の、養ふの形體上よ於て奴隷たること共よ神、靈上よ於ても亦一層の奴隷たりしが、今や其の、徳義

上の地位を高め内部的なる自由の恩賜を得(三約翰八ノ一)るよつれて、愈、外部的の自由をも受くるよ堪ふる者と爲れり。次に、主人に對しても、基督教の論すに、奴隷を待するの際と雖、猶其有する所の一般よ人たるの品位、殊よハリステアニンたるの召命の、敬ふべきを以てせり。故よ荷も名目のみの信者よあらざる限の、誰とて皆、他人の社會よ占ひる所の身分の如何を問はずして、一般よ之を認めて、自己の兄弟と爲せり。況や、ハリステアニンをや。聖書よ曰へらく、「凡そハリステスに於て洗を領けし者の、皆ハリストスを衣たり」其間既よ……奴隷なく、自主なく、たゞハリストス、イイススよ於て一

を爲すのみ(廿七、廿八)と。既レ斯カかる信ん認んを有し、斯カかる心こ懸んを有して、誰カ復た本ほん來らいの意い義ぎを以て謂いふ所ところの奴に隸れいの主人しゅじんたるを得べからむや。是も於てか、基督キリスト教きょうの効くわう能のう顯げん著しやくして、奴に隸れいの間まよりも、主人しゅじん輩はいの間まよりも、曾さて奴に隸れい使し役やくの根ねを爲し免めん據じょを爲し來きれる者ものを滅めつ却きやくし去さりたりしかば、世よの終つひも、外ぐわい形けい上じやうに於ても奴に隸れいを廢はい止しし、將まさ奴に隸れい使し役やくを庇ひ保ほせし諸しよ法ぽう令れいを撤ちやく去さするの、時とき機きも到たう達たつしけるが、これ早さ晚ばん、到たう底てい到たう遠えんせねばならぬ所ところたりしなり。

基督キリスト教きょうが、其その性せい質しやく上じやう、常じょうに現げん世せの社しゃ會かい的てき生せい活かつの問もん題だいとも、俗ぞく事じとも、關かん係けいの遠えんきよ似にず、猶なほ能よく此この種しゆの生せい活かつに對たいひて有う益えきの

影えい響きやうを及およぼすの力ちからあるの、其そのれ此この一いつ例れいよりして、焉なほを知るよ足たらん。實じつも、基督キリスト教きょうの信しん仰やうの、民たみ間まに貫くわん徹てつするの深ふかきに隨したがひ、其そのの德とく義ぎ上じやう人じん民たみを教きやく養やうするの力ちから強ちやうきよ隨したがひ愈いくく以もつて社しゃ會かいの外ぐわい部ぶ的てきの福ふく祉しをも助じゆ長ちやうすべきの明めい白はくなる所ところにして、使し徒たバルエルの曰いへり、「惟ただ敬けい虔けんなれば、凡たゞその事ことも益えきありて、今いま世せい及たつ來らい世せいの約やくを得え、これ信しんすべく全ぜん納なつすべきの言ことばたり(四ノ八、九)と。敬けい虔けんの、元もとより人ひとをして、社しゃ會かい整せい齊せいの道みちに巧たくみならしむるものよあらま。而しかれども、彼かのの斯この道みちも巧たくみなる者ものにも、又また最もとも巧たくみならざる者ものも、等ひとししく善ぜん良りやうの國こく員えんたるの性せい格かくを興たかへて、之これをして其その力ちから量りやうも應おこじ、方はう法ぽうも應おこじて、善よく郷きやう國こくの爲ためも務つとむることを

爲さしむるものなり。果して然らんより、善良なるハリステ
アニシムして不良の國員たらん者の如き、其れ將何れの地
よか之を尋ね、何れの時にか之を索むるを爲さん。

第十一講演 教會的生活ノ原理

世俗的社會の外、地上より、唯一の神靈的社會あり。此社會た
る、世俗的社會の會員よりして成立する者にして、而も何人
をも之より分離せしめず、又、之と偕に生存する者にして、而も
何處に在りても、國家の裡に別な國家を組織せし、國家の外
よ別な國家を組織せずして、惟肉體內に靈魂の貫徹するが
如く、國家の裡に貫徹する者なり。是れ、即ちハリステスの教

會にして、凡そ正しくイエスス、ハリステスを信する者の、
焉も屬するなり。

此ハリステスの教會たる、元來自らよして發生せしものに
あらず、乃ち信徒の心を一よするよより、信徒をして相接近
せしむる所の事情の影響よよりて、發生せし者よして、其の、
人類救贖の主の計畫の一分を爲すや、彼が言行よして明
白なる所なりとす。例せば、彼の白地よ、如何なる敵の力にも
勝れざる教會を立べきを報じ(馬太十六)又其教會を建設する
が爲よ、最初の勞者たる使徒を選びて、夙よ之を其大任よ習
ひしめ(路加九ノ一至二至六)、教會の法規制定の原則を設け(馬太十五

二十八路加二十、終る使徒等を全世界に福音を傳ふるに遣して、
 管に人々を信仰に導くのみならず、之に聖洗を施すことを命
 じ、即ち之を教會に入るとを命せり(馬太九二十八)。
 又、基督教會の天職は、其の人の神靈道徳上の更新の爲に促
 す所の者の何たるより明なり。夫れ主救世者親ら教ふ
 る所よれば、真正の生命を身に有し得る者の、止主に合一
 すること猶枝の幹に接するがごとくなる者のみ。然れば、凡
 そ主を信する者の互に相遇して、主より統治せられ、及
 活動する所の、一の全き者の部分の如くせざるべからざりし
 て、而して此一の全き者に接せ、其公同の生活に與らざる

者の、未だ靈を以てし心を以てして更新する能はざる者な
 り。蓋し、單に福音の眞理を知るを得ればとて、何人も之が
 ために、内部的なる更新、即ち、更生の力を得るものよらざ
 ればなり。人が、其の由りて以て、善もしく、惡を出すべき實
 在たる(馬太二十三)其心よて更生せざるのみだに、真正の生命に
 與るものあたひさればなり。夫れ眞正なる基督教主義の行
 爲の基本たる、人が神に對し及隣者に對するところの活愛
 の原は、唯教會にふハリストスの大家族において始めて出
 生し及養育せらるる者にして、凡そ此家族の外に在る者の、
 使徒パウルの表彰によれば、是れ、主親ら種子を下して而し

て聖神の之を培ふところの橄欖の根及液汁と關係を有せざる野橄欖(羅馬書十七)として、斯くの如き聲も、よし自らの認め
てハリストスの弟子となすも、固より「ハリストスの體」の肢
にあらず、ハリストスの肉もよるにあらず、血もよるにあら
ざるが故も、ハリストスの神の竟も宿すべきいれなきな
り。
されば、凡そハリストスニアニンたる者の、自ら其のハリストス
の教會の員たるを承認して、而して其召命を以て、實に地上
に於ける他の凡ての召命より低く値すべからざるのみな
らば、却りて高くこそすべきなるが、此召命やまた、吾人も成

る義務を課する所の者として、之を拒否するの、猶直ちに教
會を離るゝも等しきなり。吾人各自の皆當り如何も、神の教
會たり真理の柱と基たる、神の家に行ふべきかを知り(大編前
十五)、而して教會の秩序の促す所と、其行爲を合はしむる
様せざるべからず。然るも、奇なるかな、世にハリストスニアニ
ンとして、教會の吾人も課する所の諸義務の、左なきだも徳
義法の重荷の輕からぬも愈々重きを加ふるのみ、と爲すが如
きの判断を漏す者あり。曰く、教會の方よりして、新も誠命を
附加するをささずも、人の只神の誠命の命せる所を知り及
行ふのみよて足らざらんやと。夫れ斯くの如きの判断たる、

單に知の思ひ至らざるとし謂はんより、寧ろ一般に敬虔
 の事、同感を表せざるの、消息を齎す者なり。教會の法則、
 神法は何の人爲の附加をもなすものならずして、却りて只
 人の神法を行ふよ、愈、適切よ、愈、容易よするの一助をなさん
 爲なるや解し難きとよあらず。教會の誠命、同じく是れ吾
 人の課せられたる所の神法の、稍、細別せるまでなるや解し
 難きとよあらず。隨ひて亦、教會も之を以て、吾人の爲に敬虔
 の道を困難ならしむるよあらずして、却りて之を容易とな
 し、及、吾人の之に背き將倦み疲るゝを預防せんと、勉むるな
 るも解し難きとよあらず。凡そ此等の事、教會の誠命の事

を述ぶる本講演に於て、之を詳よせんと欲するなれども、今
 は只、各ハリステアニンの、教會員として促さるゝ所の、重
 る者よ付いて論ずるあらんのみ。
 各ハリステアニンの、教會員として第一に先づ全うすべき
 の義務は、公の奉神禮のため、信徒の集會を列すること之
 なり。元來、此類の集會たる、信仰を共にする者の爲には、自然
 相應なると共よ、又、其、靈力を固むるよ力ある者なり。何處よ
 在りてか復ハリステアニンの、其の他人と共よ自己の主神
 よ奉事する際の如く、神聖生活の圓滿を感ずるとあらん。信
 徒よして、「口を一にし、心を一よして、神を讚美し、之に感謝し、

之に祈願せんよば、彼等の此より、各自よ公の祈禱の精神よ貫徹し、互よ相教導し、香以よ生命の源泉よ發する所の同一の生命を以て生活し、乃ち、主イエス、ハリストスが會て親と天父を蘇びて、父よ、衆をして一たらしめ、爾我よ在り、我爾よ在るが如く、彼等をして、亦我等よ一たるを得せしめ給へ(約三十一)と曰へるを見ゆる様子を於て地上よ殊に實現せしむるなり。是を以て、初代教會のハリストス、アニン等の、其祈禱の集會よ何等の障礙あるも之よ屈せずして、苟も能すべきあれば、其の居室たると、地下の窟たると、牢獄たるとを問はず、之を聖堂となして、屢集會せり。彼等は、信徒が主の名

よよりて集まる所よ、主親ら亦見ぬずして臨在するを、實際の上よりして信認せり。又此に由りて、神靈の慰藉と其力と勇氣との豊富なる貯藏を得て、現世の不幸中よ立つも喜を感じ、最も恐るべき危険よ遇ふも恐怖を感ぜざるを得たり。然るも、時の移るよ隨ひ、基督教の廣布すると共に、羸弱なる信徒の増加も亦免れざるよりして、不幸よも教會の祈禱會の出席よ於ける熱心の足らざる會員の多きを見て、遂よ之を確定するが爲よ、法則を立て、犯そ者ハ之を罰するの已むを得ざるよ至れり。乃ち、第六全地公會よ於てハ、ハリストス、アニンの各主日及祭日よ缺席なく聖堂よ參詣すべきを制定

して、重要な理由なくして三週間打續きて教會の集會も出席せざる者は、俗人なれば之が親與を絶ち(領聖を禁ト)、教衆なれば其教班より之を黜くるとせり(第8條)。

然れども、多くの人々の、一般に自己の義務を缺いて、當之が罪を推諉し得べき如何様かの事情を尋ひるのみならず、却りて其の犯せる要求の自己も義務なるを排斥して、縱令任務として命せらるゝも、而も實際に任務を成立するものにあらずとやう、自己及他人をして信せしめんと力むるの傾あり。乃ち、教會の集會に列すべきハリストアニンの任務も關しても、之を排斥するが爲も、喜んで其兇據を尋ひる

者あり。曰く、人皆、獨處も在りても祈禱することを得。曰く、公祈禱の、これ幾分か人を拘束する者、幾分か此れ觀よがしの者、到底獨處の祈禱も自然なるが如き品位を有するものもあらず。曰く、主親らも、他人の前も於て祈禱せずして、密室に於てすべきを命せり。曰く、公開の場所に在りて、祈禱者の思を散じ、心を惑す者、多々之ありと。然れども、此等の言も對して、唯下の一事を述べて足りなんのみ。即ち、教會も公奉神禮の誠命を立てし所の人々もして、豈密室の祈禱の價値を知らざりしならんや。獨處の祈禱を勤めし所の主も、豈其勸諭を以て公奉神禮の品位及入用を排斥せしならんや。豈

又主の二三三人我名に於て集會せん所も、我も亦其中にあらんと言ひしよあらずや。而して、主の名に於て集會するといふ、公祈禱の爲に集會すると言ふも同じきなり。要するに、此類の判断に、惟一般に敬虔の事に對して熱心の欲乏せる者のみ、馳することを得べし。然れども、此類の判断を爲すの徒と雖、若し幸よして、猶未だ基督教の信仰と、其内部的の關係を絶つに至らざらば、殊に勉めて、他信徒に親近して、以て全く其宗教的の心地を失ひざるやうなすべし。教會の集會は、遠かりては、吾人が敬虔の意、冷却するの必定にして、終に基督教の性質の吾人が生活上に及ぼす所の事に對して、言ひ

い全く其味覺を失ふに至るべし。羊よして、強項にして其群に後るゝを爲せば、容易に猛獸の餌となる。神に奉事する上は、於て他信徒と離るゝ者、亦又容易に、基督教に敵對の精神の影響に服するなり。

教會の集會に於て、又万事に、其外形の相當な善美なるを要す。固より、教會の榮耀、擧げて其内部に在り、万人公開の首たる救世主ハリストスの下に於ける信者相互の活ける結合に在り、雖、而れども、外部の修飾も亦、可能に、神の榮耀の爲に行ふ所の事は、適應せしめざるべからず。教會は、世俗の傲奢を許容する能はず。さりとて、神に奉事する上に於て、其

内部の品位と共に外部の美をも許容するのみならず、之を見んと欲するなり。乃ち教會の、基督教の聖堂をして、其外形上、可成地上に於ける神の特別の存在の場所たる、其高尚の天職に相應せしめんを欲し、堂内に在る者をして、宛ら至上者の天の住所を觀るの思を爲さしめ、神使の讚美の歌の響くかと疑はしめ、天の生活の芳ばしきを感ずるの思あらしめ、一言以て之を言へば、聖堂に立つ者をして、眞に天に立つの思あらしめんを欲するなり。是故に、凡そハリスチヤニシタル者、又自己の餘財を分ちて、聖堂及聖堂に勤務する者の利益に、之を奉納せざるべからず。さりとして、教會は何

人も、強ひて之を爲さしむるゝあらざるの固より、且して、彼らたゞ、各自の力に應ずるの事を爲さしむるのみ。夫れ使徒パウルの言へ、曾て腓立比に在る信者に向ひて、其物質上の入用を慮られたるを喜びて曰へるが中にも、我が喜ぶは、自己の爲より、寧ろ爾等の爲なりとなし、我自身に有る所を以て足れりとするに慣れたれば、乏しき時、於ても、豊なる時、於けるがごとく生活することを得、隨ひて、贈物を求むるゝあらずして、只果を結びて、其益の爾等と繁からんことを望むのみ（四十七）となせり。教會が、公奉神禮に關して、吾人に要求する所あるも、亦唯、吾人の神靈上の利益を目的として

なり。吾人は、未だ、教會が或る人を其の教會より喜捨せざるが爲に罪せしあるを聞かず。只、其聖堂の建設者を永久の記憶にたふる者となして、之が爲に屢祈禱するあるを聞くのみ。其他、一般に聖堂の利益に力を盡す者に対して、然り。さて此一事は由るも、教會の外部の整齊の爲に、吾人の力に應じて奉納するとの、如何に重きものなるかを、知るに足らん。」

ハリストアニンの、教會の會員として、又其教會規定の時日は於て、特別の節制を爲し、痛悔を以て良心を清め、及相當の準備を以てハリストスの宴に近づくの義務あり。元來靈戒と痛悔と諸聖機密の承領とい、吾人の神靈を匡正し及活す

所の、最重要の方法なるが故に、凡そ吾人が、特別に其需要を感ずる場合は於て、何時と雖之を用ふるを得れども、而も教會の、信者をして、或る特別の時期に於て、其日と週間との意義に準じて之を用ふるに習ひし、且其時期に於て、全會員一般に之を守るの義務ありとす。然るに、此点に於ても亦、屢教會の誡命を犯すに慣れたる者あるのみならず、却りて、其の義務的なるに反對するすらあれども、苟もハリストアニンの口よりして、斯かる非難を聞かん、又是れ、其人の一般に基督教の敬虔に對して冷淡あるの甚しきを自白するに外ならざるなり。

抑、基督教主義の齋戒とは何ぞや。曰く、飲食其他、凡て吾人が
 感覺的天然の爲に要する所の者を、力めて節制すると之な
 り。然れば、單に人の感覺的天然の愉快を買ふも過ぎざる所
 の者を節するが如きは、勿論なり。尋常なる中を守るの意義
 なる節制は、凡ての人の爲よ、何時も義務的の者なり。故よ之
 も反對しては、「食ひ且飲みて明朝死なん」てふ定木も順ふを
 以て人生の全問題を包括すとす者にあらざるより、一
 言だも發し得ざるなり。然れども、所謂齋戒は、單に尋常の中
 を守るてふ事より、大なる者なり。此中を守るよ方りて寸毫
 の差支なき吾人が感覺上の満足も、齋戒にて之を制限す

るなり。吾人が肉體の生活を維持するが爲よ要する所の者
 まで、随意にして、或る程度まで自ら之を制限するは、齋戒な
 り。夫れ此くの如きの節制たる、吾人の之を戒る時よ於て、特
 別の起因よよりて、特別の高尙なる目的を以てして、始めて
 守るよとを得るものなり。乃ち我基督教會よ於ても、亦實よ之
 が設あり。但余輩正教徒の齋戒は、言ひハリスチアニオンが、
 喪を守るべきが如くなるの時、平常とは一様よするを管よ
 容されざるのみならず、多少必須よさへ之を避けざるべか
 らざるが如きの時よ於て、之を執すなり。而して、之を守るが
 爲よ、各週毎よ古より定まれるの日あり。例せば、我教主の

苦難に附せられし事及苦難其物を記憶するも聖定せられ
 たる日の如し。夫れ、特別の節制を以て斯くの如きの日を他
 の日と區別する、豈ハリストスニアニンは相應せざるや。
 其他、年中も、同種類の日猶之あり、稍長時日と亘るの齋
 戒もありて、同じく其設定の歴史上の起因より、目的より
 りて、是認せらるゝものなり。例せば、其中最も重要なる、通常
 大齋と呼做さるゝ所の者の如き、嚴肅の週間と與ふ我主の
 四十日の齋と其地上生活の最後の日とを記憶せしめなが
 らも、又、教會の諸祭中最も大なるハリストス復活の祭も準
 備せしむるなり。大四旬齋の例も由りて、猶一齋の定められ

たるものあり。即ち、ハリストス降誕の祭日前にして、蓋し此
 祭日たる、ハリストスニアニンの爲より最も大なる日の一も老
 て、之を迎ふるが爲より、殊更に力めて感覺上の物を節して
 専ら神の子よりて地上に來れる幸福も心と靈とを向く
 るを要すればなり。生神女就寢祭前の齋の、謙遜と行の清さ
 どよりて言ひ盡されぬ恩寵を神に受けしマリヤも對す
 る、ハリストスニアニンの敬虔なる敬禮の好表彰と謂ふべし。猶、
 古代よりしてハリストスニアニンの守り來れる齋期より、長座
 使徒記憶祭前の者あり。是れ、アンテオヒヤの教會が上より
 の命よりて全地に福音を傳ふるも使徒パウロ及ツルナ

ヲを往かしむるゝ方りて、齋戒と祈禱とを爲し、之を記念し
(使徒行傳十三)、及聖使徒等の言行よりして、基督教主義の生活
 に熟するが爲齋戒の如何なる價值を有するかを認めて
(彼得前書五ノ八、哥林多前書九ノ廿)なり。嗚呼斯くのごときの制定、
(七、腓立比三ノ十九至二十一、其他)豈如何なる時於てか、真正なるハリストスアエンの爲其
効力を失ふことあらんや。然り。然れども又、其の無條件なら
ざるや、自らにして明なり。固又教會も、吾人の力の及ばざる
場合於てハ、吾人が之を成すを欲し及成し得る程度於
て守るべきを命せり(アレキサンドリアのテオ)。然れども、特別の
 入用なくして之を守らざるハ、即ち敬虔の要求に超て自己

の意に適ふるを重ずるものとして、教會の之を認する親
 與を絶つを以てするも(使徒規則第、亦其の犯罪の性質を具す
るが故なるや明なり。
 吾人が痛悔を以て自己を清め、ハリストスの聖體尊血を領
 食して自己を聖するが爲最も適當の時期ハ、齋戒の時
なり。而れども古のハリストスアエン等が、各週毎すら痛悔
し領聖せしハ、屢ありたり。否、其多分さへ占めたり。教會
も、少くも長時日又亘る各齋期に於て毎又痛悔領聖を爲す
べきを促し、已むを得ずんば年一回たりとも、殊又大齋の中
於て節制し痛悔し領聖するを各人必須の義務となし、且

之を守るよも、夙よ幼少の時よりすべくして、苟くも長者の
 教導の下よ自己相應の度よ於て能く基督教の禮儀及機密
 の價值を解するに勝ふる者となるや否之よ習ふべしとな
 せり。吾人の、又病者を慮りて、之をして自己の罪を告悔し及
 充分の懺認を以て聖機密を領するの便を失せざらしむる
 様せざるべからず。嘗よ其痛悔領聖の希望を果さしむるよ
 急ぐのみならず、更よ進みて、其心をも奮起せしめざるべか
 らず。教會の規則の一般の精神よよるも、教會の直接の教諭
 よよるも、吾人が定まれる時期を俟たず猶豫なく痛悔領聖
 の二機密を領くべき特別の場合の、病時の外猶之あり。例せ

バ、婚配を爲すの前の如き、如何様かの特別よ困難なる事若
 くの危険なる事を行ふの前の如き、不幸其他の際の如き、之
 なり。而して、聖體機密を領くるが爲よは、止むを得ざる特別
 の場合の外、常よ節制と痛悔とを要するなり。
 殊よハリステアニソたる者が、無比よ貴き聖體尊血を領く
 るを故意よ避くるが如きは、最も憂ふべきの現象なり。使徒
 等も、曾て基督教の教旨及其精神に未熟なるハリステアニ
 ソ、即ち、其表彰よ據れば、基督教主義の生活上よ於て嬰兒た
 る者よ向ひて、言へることあり。曰く、「我が主に受くる所の者、
 我既に之を爾等に授けたり、即ち、主イエスス賣らるゝの夜、

餅を取り祝謝して之を喫いて曰く、取りて之を食へ、此の即ち吾體、爾等の爲よして學かるゝ者、此を行ひて以て我を憶へ、食後、亦杯を取りて然して曰く、此杯は乃ち新約、我血を以て立つる所の者、隨時之を飲み、此を行ひて以て我を憶へど、蓋し爾等の、隨時此餅を食ひ、此杯を飲み、乃ち主の死を表して、其降臨よ迄なるなり」(哥林多前二書二十六)と。此言たる、今日に於て、既に各ハリストアニンの知らざるを得ざる所ならん。然らんよ、吾人の中の或る者よして、若しハリストスの晩餐を避けんに、抑之を何どか爾のんや。之を傾くるに、自ら以て堪へずとなしたるが爲なりとせんか。彼の、教會の寛忍よ

して、常よ興ふるよ準備する所の、潔淨の方法を用ひたりしならん。萬一、其方法すら用ふるの望なかりしとせんか。此れ、其人の既に神の無限の愛の恩賜よ冷淡よして、自己が爲にせし救世主の献祭を重せず、救世主との交通を避けて、縱令身の信者の中よ列するも、之よ属せざると、猶彼、枯枝の(時)猶至らせして、木よ附着するも、遂よ木よ属せざるがごとくなるを、證する確實の表徴なり。

各ハリストアニンが、教會員として猶力ひべきの、如何なる異信仰、異思想の旗色にも動せずして、其信仰の旗幟を堅く且高く維持すること之なり。凡そ正教の信者たる者が、自己

と信仰を異にし思想を異にせる者に對して、衷心より寛忍
 且之が益を望むべきは、固より當り然るべき所の事にし
 て、教會自らも亦之を教ふるなれども、其寛忍は遂に以て自
 他の信仰及思想に對する無差別の待遇に變ずるを容さざ
 るなり。況んや、自己のを超えて他を貴ぶをや抑、真正なる正
 教の信者をして、其の信する所を、凡ての他の信仰及思想を
 超えて之を貴びしむる所以の者の、各個人の驕傲の感情を
 由るよめらすして、正教會の至りて純潔を保持せる神出の
 真理を對する高尚の尊敬を由るなり。古の教會の大致命者
 に付て傳ふる所を據るよ、左の如きものあり。即ち、一致命者

會て吟味を受くるよ方りて、種々なる悪癖を枚舉せられた
 るに、彼の自ら以て此くの如き者と爲したりしが、後之を呼
 びて、爾は異端者なりと曰ふに至るや、激して、熱切に其の然
 らざるを辨せりと云へり。謙遜なる致命者が心を激せしと
 の抑、何れもよれるか。蓋し是れ、此最後の名稱の中より、彼致命
 者が属する教會の保持せる所の信仰の誹謗、若くは彼自身
 の教會を反けるを責むるの意を含めばなり。何れよせよ、此
 二者は、正當の信者の耐へ難き所の者なり。即ち前者の、神聖
 なる真理を誹謗する者なるが故、後者は、其人を教會より遠ざ
 けんとするの非望よして、教會に契合せずして、人の神聖

の生活は遂に思想すべからざるが故なり。實に、正教會の子たる者の、皆斯く思想し、且斯く感ぜざるべからざる。世俗的及神靈的の智識の如何なる權威の前も立つも、教會が信せよと命じ行へど命ずる所の事の、秋毫も之を譲るべからず。勿論、言を以て自己が教會の正しきを辨護し、其教旨の純正と其命令の神聖とを辨護し得ん者の、各人にあらずして、各人よの之を要求せらるゝとあられせも、而れども何處も在りても、常に正教の忠實なる保護者となり、尊敬者とならん、全教會員一同の爲に神聖なる任務を爲すなり。

然れども、若し夫の眞理を爲するが爲にあらざして、人の嗜

慾の爲にして、宗教上の争を生ずるの不幸を豫防せん一事あ至りては、余輩が既に上にも引用せしが如く、教會の牧者たる者は對ひてすら、不正の思想を有する者と争を避くべしと使徒等の命せるあり。固より正教の信者を不正教不敬度の誘惑より護らんが爲に、教會の其會員をして自會に属せざる者と親密の交を避けしむると雖、而も其所謂交通の、決して渡世上の意義なるものならず。如何に正教の信者なればとて、凡ての人と相當に平和の生活を爲し、及之を待するに温和と愛とを以てするに、たゞに能くすべき所なるのみならず、又當に爲さる可からざる所にして、教會の禁

する所は、止他教徒との教事上の一点に在るのみ。例せば、公會の會てハリスタアニンムイウデヤ人と會堂に所購し、若くは異端者と其集會に列坐し、自己と信仰を共よせざる者よりて祭品を受領し、將其如何様かの宗教上の祝祭に與る等の事を嚴禁して、苟も之を犯す者は教會の親與を絶つる罰を處せしことあり(使徒規則第三十五條ヲオアキヤ)。或は又、正教の信者、少くも神言及神學上の智識を有すること未だ充分ならざる者が、異端の書を読み、若くは所持するの、教會の常々禁せし所なり。夫れ此等の規則たる、現時よりありても、疑もなく未だ其効力を失せしものよあらす。否、今日より

て、正當なる信仰の昔日より比すれば、或は不正の信仰の方より、或は現然たる不信の方よりして、種々なる誘惑を被るごと一層大なるが故よ、吾人各自よして、若し我教主ハリスタスの値せられざる尊き血よりて得たるの教贖を重しとする限は、可能丈ハリスタスの教會よ親近して、其母たるの教導に従はざるべからざるなり。
最後に、吾人正教徒各自の爲よ神靈上よ於て最も親密なる相談者扶助者教導者たる者の、其本神父よして、教會の之よ其靈子の宗教上の入用を付度するの義務を歸して、其其の父たるの注意と厚情とを盡すべきを命せり、使徒の誠命

曰く、牧者よ、爾等自ら慎み、且聖神の爾等を立て、守護せしむる所の全群に注意し、及神が其血を以て立てし所の教會を牧すべし(使徒行傳二八)と。然れども、牧者をして、能く其職責を成すに進歩せらしめんが爲より、被牧者たる者も亦、其の子たるの信任尊敬及愛を以て彼等を待せざるべからせ。是れ、使徒の訓誨も同じて、教會の誠命する所なり。曰く、「兄弟よ、爾等が中よ、勞み服し、且主よ在りて爾等を治め、爾等を罰ふる者を尊敬し、其工よ綴りて尊重以て之を受すべし」(帖前書五、十三)と。夫れ信者たる者が、其痛悔懺悔の際に於て、自己の良心を其前よ表出せざるべからざる所の、本神父よ對ひて、

牧事上自己が知の及ばざる所、疑ひしき所ある毎に之を質すべきは當然なり。此場合よ於て、牧者たる者若し直ちよ之が解答を與ふる能ひせんば、熟考の上、讀書の上、若くは一層老練なる同勞者の相談を受けて後、質問者の良心を安らぐるを爲すべし。然るよ、世に教會の秩序を守らせして、其神聖的生活上の事に於て偏り自己の知慧を教導者となし、若くは不正の教師に向ひて、信仰及敬虔上の教を仰ぐ者あれども、畢竟是れ、自己若くは他人の放恣よ信任する者よして、知りつゝか知らせしてか、何れよせよ、神の教會よ遠ざかるなり。夫の頑迷固陋なる異端岐教の、主として此よ起因し、又

彼、教會は順從なりながら、猶動もすれば、直ち基督教の眞理及基督教主義の生活の純正に反する所の思想慣例を固持する、民間の種々ある不正の妄信邪説の如きも、主として亦此に發するなり。

基督教主義の生活の外部の秩序を規定する教會の主要なる誠命の、其れ此くの如き者なり。然るに、此秩序たる、今日に於て、他の世俗の秩序の爲に愈々其境域を減殺せられて、既ち多くの者輩は、斯く成り行くも所謂文明なる者の波及と共に自然免るべからざる者なりと言ふは、躊躇せざるなり。然れども、余輩の最早、其心は教會と教會の守る所の眞理と

を信せざる者輩に付いては何事をも言ひざるべきも、信者にして、若くは、少くも基督教の根本眞理を排斥せき及教會の權威の正當なるをも排斥せざる者にして、猶且自己を以て、吾人が行爲に付いての、教會の法則面上に超越せるか、思惟する者亦未だ少なからざるなり。然れば、若年の徒が、自己の教育者の此くの如きの傾向の影響を受けて、漸くに教會の誠命を守らず、甚だしき、其要求に意を用ふるを廢するに至るも、奇むに足らざるなり。而れども、是くの如くなるどき、其極終に、宗教上の冷淡及徳義上の放逸に成り行くなり。如何なる世俗の規律と雖、決して教會の規律よ

代るべき者にあらず。凡そ幼少の時よりして、自己が欲望を
 教會の秩序の要求に服するに馴致せる者の、時期を后れず
 我意と肉情との誑惑を豫防するを得て、縱令徳義上墮落す
 るありとするも、既に經驗上よりして其効力を認知せる教
 會の恩寵の方法の助を以て、速に之を脱するを得れど
 も、荷を少壯の時よりして、敬虔の規則を尊重するに習ひ、
 自己の神靈上の母として教會を待するに慣れざる者の、世
 俗の生活上に於ける種々の誘惑に敵するに堅固なる支點
 を得ずして、彼誘惑の際に自己を守護し及常に墮落の境遇
 より自己を救ひ出さんとする、有力なる神靈の能力ありて

自己の爲にするを感せざるなり。嗚呼、世俗の風習及秩序の
 要求なる者の、其自身、高尚なる神出の權威の教諭及命令に
 準據するにあらざれば、大なる價值を有し得るものにあら
 ざ。故に余輩は、憂ひしくも茲に、下の言を爲すを得べし。曰く、
 吾人が公私の生活上より、凡そ教會に關する事の滅殺せら
 るゝに隨ひて、人生の凡ての秩序及整齊の最も恐るべき仇
 敵たる、人の放恣及嗜慾の愈々吾人の中、其勢力を張るの門
 戸を得べしと。

基督教主義の徳義畢

正誤

二六〇	二五六	二〇五	一九一	九三	五二	頁數
一〇	三	一	八	三	三	行數
むのノ下	むなノ下	結法	結法	結法	七ノ世記	誤
ノ点ヲ脱ス	ノ点ヲ脱ス	結法	結法	結法	十ノ世記	正
三五八	三三七	三三六	三三一	三三一	三二八	頁數
一〇	五	四	七	四	三	行數
爲する	爲する	爲する	活愛の上	人が其	下	誤
受する	爲する	爲する	ノ点ヲ脱ス	人が其	許	正

イソントフ、プラトノフ著
吉田 卯 車 勲 譯

西教一斑

定價金九錢
郵税金二錢

本書の加特力教及波羅提士丹
教の我正教會に於ける關係異
同等を簡略に叙述比較辨論せ
しものなり

東京神田區駿河臺東紅梅町六番地

正教本會事務所

明治廿八年二月廿六日印刷
明治廿八年三月五日發行

翻譯兼發行者

吉田 卯 太 郎

東京市麹町區三番町三十三番地
小見野方

印刷者

佐久間 金三郎

東京市麹町區麹町十丁目四番地

發行所

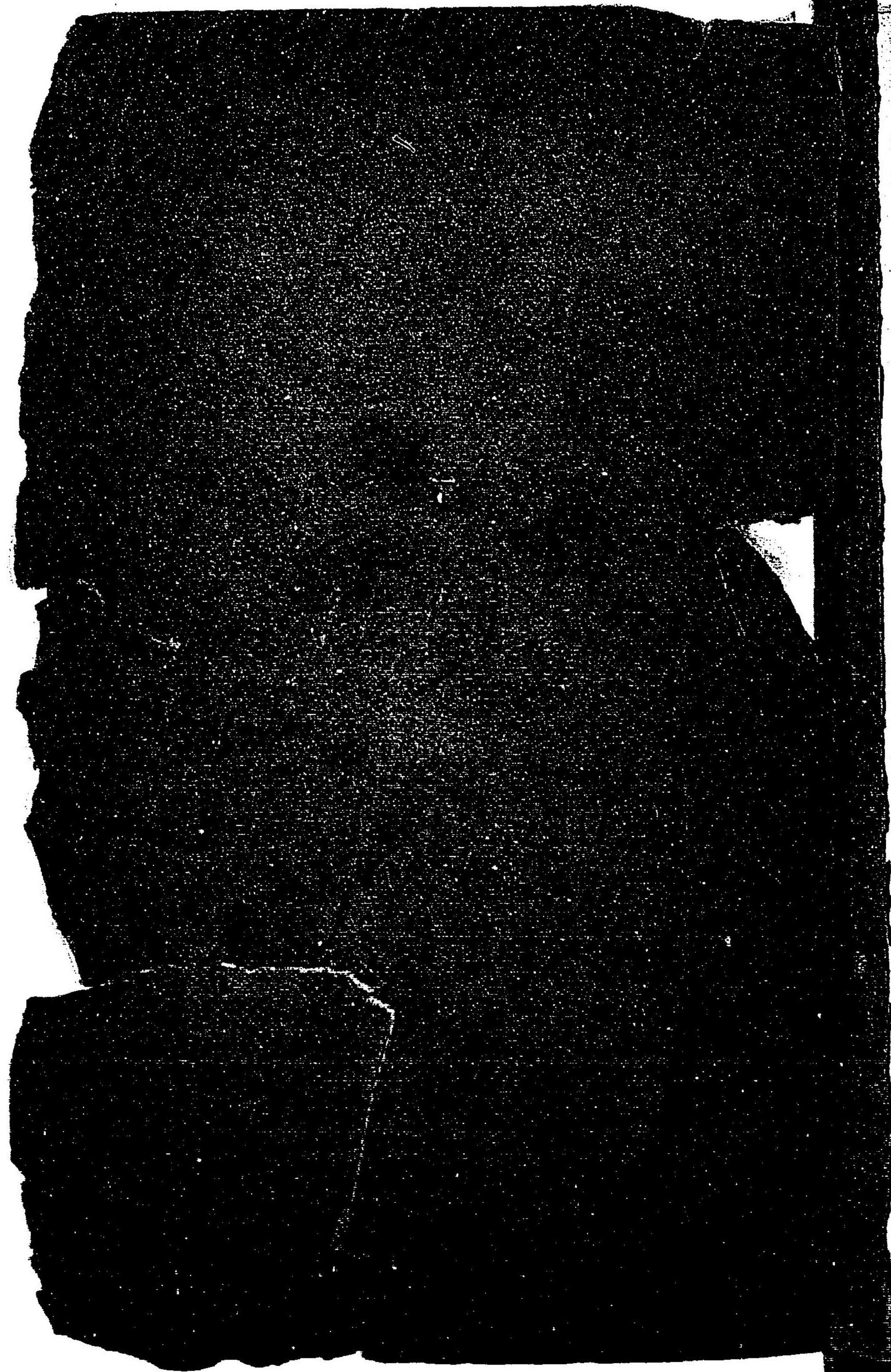
正 教 會

東京市神田區駿河臺東紅梅町
六番地

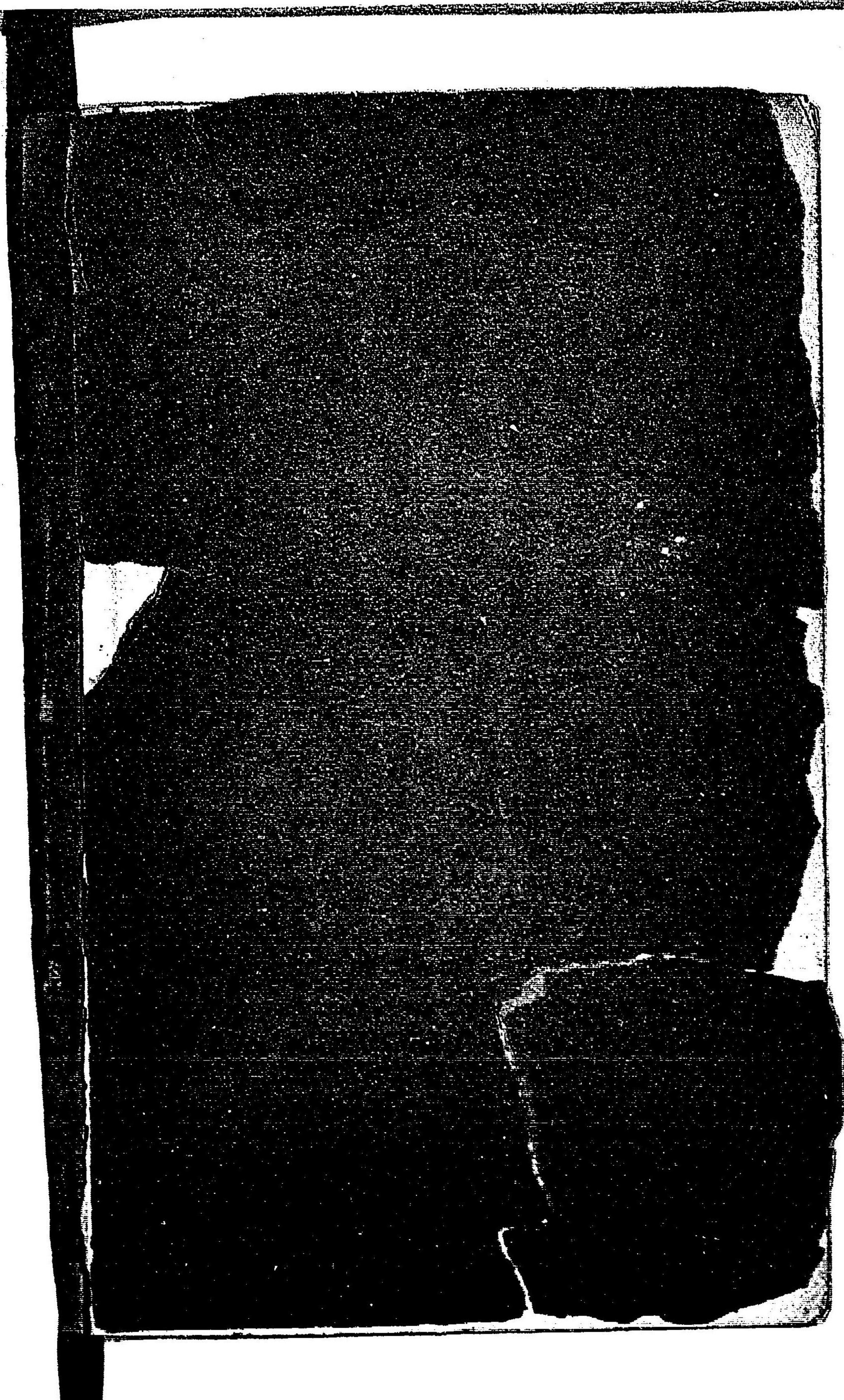
印刷所

岡 本 活 版 所

東京市麹町區麹町十丁目四番地



Blank page with faint, illegible markings and a rectangular border.



020451-000-2

特18-174

基督教主義の徳義

エヌ・ハヲロフ/著

M28

ABI-0261

